

リサイクル推進室
容器包装・プラスチック資源循環室

1. プラスチック資源循環法について

(1) 市区町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化

プラスチック資源循環法において、市区町村は、従前の容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づくプラスチック容器包装廃棄物（以下「容器包装」という。）のみならず、それ以外のプラスチック使用製品廃棄物（以下「製品」という。）も含めたプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととしている。市区町村は、その区域内においてプラスチック使用製品廃棄物を排出する者が遵守すべき分別の基準を策定するよう努めなければならないこととし（プラスチック資源循環法第31条）、市区町村が分別収集したプラスチック使用製品廃棄物の再商品化に当たっては、①容器包装リサイクル法に規定する指定法人へ委託する方法（プラスチック資源循環法第32条）又は②再商品化計画を作成し、国の認定を受ける方法（プラスチック資源循環法第33条）がある。

1. 容器包装リサイクル法に規定する指定法人に委託する方法

市区町村は、容器包装のみならず、製品も含めたプラスチック使用製品廃棄物の分別収集物の再商品化を、容器包装リサイクル法第21条第1項に規定する指定法人（公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「容器包装リサイクル協会」という。））に委託することができる。

① 分別収集物の基準

容器包装リサイクル協会に委託する場合、市区町村は、「分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済プラスチック使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令」（令和4年環境省令第1号）の分別収集物の基準に適合するものの再商品化を委託できる。

当該基準については、「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」（令和4年1月環境省環境再生・資源循環局リサイクル推進室）

<https://www.env.go.jp/recycle/plastic/pdf/bunbetsu.pdf>

を公表しているので、御参照いただきたい。

② 特別交付税措置等

プラスチック資源循環法では、容器包装リサイクル法に変更を加えておらず、このため、分別収集物に含まれる容器包装については、容器包装リサイクル法に

基づき同法の特定事業者が再商品化の責任を負担する。一方、容器包装以外の製品については、引き続き市区町村がその処理責任を有する。

市区町村が実施するプラスチック使用製品廃棄物（プラスチック容器包装廃棄物を除く）の分別収集及び分別収集物の再商品化に要する経費について、令和4年度から特別交付税措置（措置率0.5）を講じている。

当該特別交付税の算定については、分別収集・再商品化の標準的な単価（円/t）にそれぞれの重量(t)を乗じて行うこととしており、今年度も環境省において標準単価の調査を実施している。今後総務省より基礎数値の照会が行われる予定。

③ 容器包装リサイクル協会への引渡しに関する留意事項

プラスチック資源循環法第32条に基づき容器包装と製品とが一体となった分別収集物の再商品化を容器包装リサイクル協会に委託する場合、以下のとおり従来の容器包装リサイクル法に基づく容器包装の引渡しと異なる手続きがあるため、御留意願いたい。

- ・単価の決定について

再商品化事業者は、容器包装又は製品のそれぞれの単価に分けて入札を行う。落札決定においては、トータルの単価を基に決定する。

- ・ベール品質調査による比率の算出及び処理費用の計算について

容器包装と製品の比率の決定は、ベール品質調査において行う。容器包装又は製品それぞれの重量を算出し、それぞれの単価を乗じて処理費用を計算する。

また、市区町村が行う中間処理にあたっては、以下の点を御留意願いたい。

- ・プラスチック以外の素材の異物が再商品化事業者に引渡され、設備が故障する事象が発生した。また、リチウムイオン蓄電池の発火事象も発生しているため、中間処理における異物の除去を徹底いただきたい。
- ・指定保管施設の指定にあたっては、適切な処理を行うことのできる事業者を選定するとともに、不適切な処理がないよう監督いただきたい。

④ プラスチック使用製品廃棄物の適正な中間処理及び再商品化の徹底について

プラスチック使用製品廃棄物の分別収集量が拡大していることも背景として、市区町村による選別・圧縮・梱包等の中間処理段階での不適正な処理等が散見される。

これらの事案を教訓として、適正な中間処理及び再商品化の実施に向け留意いただきたい点を「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律並びにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づくプラスチック使用製品廃棄物の適正な中間処理及び再商品化の徹底について（依頼）」（環

循総発第 2404252 号令和 6 年 4 月 25 日環境省環境再生・資源循環局総務課容器包装・プラスチック資源循環室長通知)で発出しており、この内容を踏まえ

- ・中間処理を行う場合には中間処理業者の確保や運用面での対応
- ・再商品化計画の認定を活用する場合には適切な再商品化事業者の確保・連携等の対応について、遺漏なきようお願いする。

⑤ プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業の公募及び一括回収等への移行に向けた市区町村向け手引きについて

プラスチック資源循環法に基づく取組が円滑に進むよう、令和 4 年度から特別交付税措置を講じているほか（上記（１）１．②及び下記（１）２．②参照）、今年度も、先進的なモデル形成に取り組む地方公共団体等を対象に、プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業を実施することとしている。現在、今年度事業の公募を行っているところであり（受付期間：～令和 6 年 7 月 8 日（月）17 時）、活用をご検討いただきたい。

環境省では令和 3 年度から令和 5 年度にかけて行った先進的モデル形成支援事業を踏まえ、一括回収や自主回収等を促進するために、その進め方や生じる課題、上記支援事業で得られた対応策や成果等を整理し、各地方公共団体の検討の参考となるような手引きを作成した。

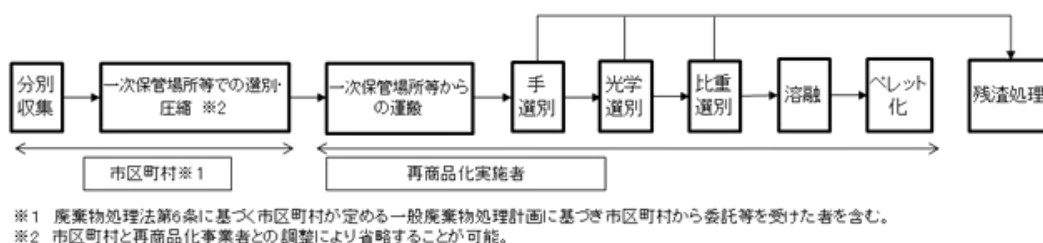
手引きについては下記 URL（環境省 HP）から御参照いただきたい。

https://www.env.go.jp/press/press_03225.html

2. 認定再商品化計画に基づく再商品化を行う方法

市区町村は、単独又は共同して再商品化計画を作成し、これを主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別・圧縮等を省略し、再商品化実施者に再商品化を委託することができる。

<材料リサイクルの場合のイメージ>



再商品化計画に記載すべき事項、申請手続、認定基準、認定後に必要な措置の詳細について、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る再商品化計画の認定申請の手引き（1.1 版）」（令和 5 年 1 月）を御参照いただきたい。

<https://www.env.go.jp/content/000107322.pdf>

① 再商品化計画認定制度の趣旨について

一般廃棄物の処理に関しては、その処理全体について統括的な責任を有する市区町村の役割が極めて重要である。認定再商品化計画に基づく分別収集・再商品化については、引き続き市区町村が統括的な責任を有するものであり、市区町村は、再商品化の実施の状況を把握するために必要な措置を講じるとともに、計画に沿った再商品化が実施されるよう管理する必要がある。

再商品化に必要な行為の委託先の選定に当たっては、市区町村は、分別排出に協力いただく住民の理解を得られるよう顔の見える連携協力体制とし、「プラスチックに係る資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針」（令和4年経済産業省・環境省告示第2号）に規定する「2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す『大阪ブルー・オーシャン・ビジョン』を実現するとともに、2050年カーボンニュートラルを実現」に資する取組とするため、再商品化工程全体の温室効果ガス排出量の低減に繋がるように配慮して委託先を選定すること。

なお、令和6年5月31日時点で、16件の再商品化計画の認定を行った。

② 特別交付税措置等について

認定再商品化計画に記載された容器包装については、容器包装リサイクル法に基づく分別基準適合物とみなして容器包装リサイクル法の規定を適用することとされており（プラスチック資源循環法第35条）、このため、分別基準適合物とみなされた容器包装については、容器包装リサイクル法に規定する特定事業者がその再商品化に係る義務を引き続き有する一方、これに該当しない製品の再商品化については、市区町村がその処理責任を有する。

市区町村が実施するプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に要する経費（容器包装リサイクル法対応分の経費を除く。）について、特別交付税措置を講ずる。

その算定については、上記1. ②参照。

③ 分別収集物の品質調査（組成調査）

分別収集物に容器包装が含まれる場合、認定市区町村は、再商品化事業者の協力を得て品質調査（組成調査）を行い、分別収集物に含まれる容器包装、製品、異物の比率を算出する。

品質調査は年度上期に一回を目安に実施し、当該品質調査の結果は、次年度当初の処理費用の計算から適用される。なお、初年度は認定再商品化計画実施前に行った品質調査の結果を適用するが、計画実施前に品質調査を実施することができない場合は、計画実施直後に品質調査を実施し、その結果を速やかに反映させることとなる。

3. 循環型社会形成推進交付金について

「循環型社会形成推進交付金交付要綱について」（環循適発第 22033113 号令和 4 年 3 月 31 日環境事務次官通知）等のとおり、循環型社会形成推進交付金交付要綱等を改正。プラスチック使用製品廃棄物（容器包装及び製品の両方を含む場合に限る。）の分別収集及び再商品化の実施を交付対象の要件に追加している。

このため、交付金を活用する場合には、取り扱うプラスチック使用製品廃棄物を適切に分別収集・再商品化する必要があることから、容器包装・製品のいずれか又は両方をまだ分別収集・再商品化していない市区町村におかれては、プラスチック資源循環法第 32 条・第 33 条も活用の上、早期かつ計画的に分別収集・再商品化を行っていただきたい。

（２）事業者によるプラスチック使用製品廃棄物の自主回収・再資源化事業計画及び再資源化事業計画の認定状況について

製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業計画については、令和 5 年 4 月 19 日付けで緑川化成工業株式会社、令和 6 年 3 月 1 日付けで花王株式会社・花王ロジスティクス株式会社、令和 6 年 3 月 6 日付けで積水化成品工業株式会社の認定を行った。また、排出事業者等による再資源化事業計画については、令和 5 年 4 月 19 日付けで三重中央開発株式会社及び DINS 関西株式会社、令和 6 年 1 月 16 日付けで浪速運送株式会社、令和 6 年 4 月 19 日付けで木村工業株式会社の認定を行った。

●プラスチック資源循環法について

(1) 法の概要について

プラスチックは、その有用性から、幅広い製品や容器包装にあまねく利用されている現代社会に不可欠な素材である一方、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックに係る資源循環の促進等の重要性が高まっている。多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化する必要があることから、政府としても、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月31日消費者庁・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省策定）を策定し、3R+Renewableを基本原則とするとともに、①2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制すること、②2025年までにプラスチック製容器包装及び製品のデザインをリユース又はリサイクル可能なデザインにすること、③2030年までにプラスチック製容器包装の6割をリユース又はリサイクルすること、④2035年までに使用済プラスチックを100%リユース、リサイクル等により有効利用すること、⑤2030年までにプラスチックの再生利用を倍増すること、⑥2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入することという、野心的なマイルストーンを目指すべき方向性として掲げた。

このような状況を踏まえ、第204回国会において「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年法律60号。以下「プラスチック資源循環法」という。）が成立し、令和4年4月1日に施行された。プラスチック資源循環法では、プラスチック使用製品の設計から廃棄物の処理に至るまでのライフサイクル全般にわたって、3R+Renewableの原則に則り、あらゆる主体のプラスチックに係る資源循環の取組を進めることとしており、具体的には、次の措置を盛り込んでいる。

- ①「設計・製造」段階において、環境配慮設計に関する指針を策定し、特に優れた製品設計を国が認定すること。
- ②「販売・提供」段階において、スプーンやストローなどの使い捨てプラスチックを提供する小売・サービス事業者等によりデュースの取組を求めること。
- ③「排出・回収・リサイクル」段階において、家庭や事業所から排出されるプラスチック資源を回収・リサイクルしていくこと。

プラスチックに係る資源循環の実現に向けては、事業者、消費者、国、地方公共団体等の全ての関係主体が参画し、相互に連携しながら、効率的で持続可能な資源循環を可能とする環境整備を進めることで、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する施策を一体的に行い、相乗効果を高めていくことが重要である。このため、プラスチック資源循環法においては、関係主体の役割を示しており、

- 市区町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集

及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと（プラスチック資源循環法第6条第1項）、

- 都道府県は、市区町村に対し、法第6条第1項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えるよう努めなければならないこと、
- 都道府県及び市区町村は、国の施策に準じて、プラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと

等を定めている。

都道府県にあつては、こうしたことも踏まえ、管下の市区町村において上記（1）の取組が円滑・積極的に行われるよう、広域的な体制整備の調整等も含め、特段の取組をお願いしたい。

プラスチック資源循環法の施行に当たり、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行について」（環循総発第2204016号令和4年4月1日環境省環境再生・資源循環局長通知）を発出しているため、御参照いただきたい。

https://www.env.go.jp/recycle/plastic/pdf/enforcement_notice.pdf

（2）プラスチック使用製品設計指針について

プラスチック使用製品製造事業者等が講ずべき措置に関する環境配慮設計に関する指針を国が定め、プラスチック使用製品製造事業者等は本指針に即してプラスチック使用製品を設計するよう努めなければならないこととした。

また、本指針に則した製品の設計のうち、特に優れた設計の製品について国の認定を受けることができることとした。認定された設計の製品は、グリーン購入法の率先調達推進が促進されるよう配慮されることとなっている。地方公共団体におかれても、グリーン購入法に定める方針を作成する場合には、国に準じて、認定プラスチック使用製品の調達の推進が促進されるよう、十分に配慮いただきたい。

（3）特定プラスチック使用製品の使用の合理化について

プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するため、特定プラスチック使用製品の提供事業者（下図参照）が取り組むべき措置に関し、判断の基準となるべき事項を定めた。判断の基準においては、自ら使用の合理化に関する目標を設定し、当該目標の達成のために取組（有料化、ポイント等の還元、意思確認の徹底、代替素材への転換等）を実施すること等を定めている。

対象製品	対象業種
①フォーク ②スプーン ③テーブルナイフ ④マドラー ⑤飲料用ストロー 	●各種商品小売業（無店舗のものを含む）：総合スーパー、百貨店 等 ●飲食料品小売業（野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業及び酒小売業を除き、無店舗のものを含む）：コンビニ、食料品スーパー、洋菓子店 等 ●宿泊業：ホテル、旅館 等 ●飲食店：レストラン、喫茶店 等 ●持ち帰り・配達飲食サービス業：フードデリバリー 等
⑥ヘアブラシ ⑦くし ⑧かみそり ⑨シャワーキャップ ⑩歯ブラシ 	●宿泊業：ホテル、旅館 等
⑪衣類用ハンガー ⑫衣類用カバー 	●各種商品小売業（無店舗のものを含む）：総合スーパー、百貨店 等 ●洗濯業：クリーニング店 等

※ 主たる事業が上記の対象業種に該当しなくても、事業活動の一部で上記の対象業種に属する事業を行っている場合には、その事業の範囲で対象となる。

（４）製造・販売事業者等の自主回収・再資源化について

製造・販売事業者等の自主回収・再資源化計画を国が認定した場合に個々の自治体での廃棄物処理法上の業許可を不要とする特例を設けた。

自主回収・再資源化事業計画の対象については、自社製品と合わせて再資源化を実施することが効率的なプラスチック使用製品を含むこととしており、他社の同種製品も対象となり得る。

申請手続の詳細については、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業計画認定申請の手引き」（令和４年３月）を御参照いただきたい。

https://www.env.go.jp/recycle/Jishukaishu_JigyokeikakuNintei.pdf

また、地方公共団体は、認定自主回収・再資源化事業者と連携し、住民の意識を向上するべく、住民に対して適切な分別方法や回収拠点の場所等について周知を行うことが望ましい。

ただし、認定を受けた場合であっても、自主回収・再資源化事業を行う者が、例えば廃棄物処理法の処理基準が適用されること、また施設の許可も必要であることなどは従前通りである。国が自主回収・再資源化事業計画の認定若しくは変更の認定を行ったとき又は変更の届出を受けたときは、関係の都道府県及び市区町村に通知を行うこととしているが、廃棄物処理法に基づき廃棄物処理業者の指導監督権限を有する都道府県及び市区町村におかれては、使用済プラスチック使用製品の収集、運搬及び処分に当たって不適正な処理が行われることがないよう、認定自主回収・再資源化事業者及びその受託者に対して改善命令等

の適切な指導監督をされたい。

（５）排出事業者の排出抑制及び再資源化等について

プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進するため、排出事業者が取り組むべき措置に関し、判断の基準となるべき事項を定めた。なお、排出事業者の判断基準についてのみ、条文上、リサイクルのみを意味する「再資源化」ではなく熱回収を含めた「再資源化等」と規定されている。

判断基準においては、可能な限りの３Ｒを促し、周辺地域において再資源化事業者が存在しない等再資源化を実施できない場合には熱回収すること、その場合も可能な限り効率の良い熱回収を行うこと等を定めている。

判断基準の詳細や、排出抑制及び再資源化等に関する先行事例については、「排出事業者のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進に関する判断の基準の手引き」（令和４年３月）を御参照いただきたい。

<https://www.env.go.jp/recycle/plastic/pdf/haisyutujigyousya.pdf>

（６）排出事業者等による再資源化について

排出事業者又は複数の排出事業者から委託を受けた再資源化事業者の再資源化計画を国が認定した場合に、個々の自治体での廃棄物処理法上の業許可を不要とする特例を設けた。

申請手続の詳細については、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る排出事業者等による再資源化事業計画認定申請の手引き」（令和４年３月）を御参照いただきたい。

https://www.env.go.jp/recycle/Haisyutsu_JigyokeikakuNintei.pdf

ただし、認定を受けた場合であっても、再資源化事業を行う者が、例えば廃棄物処理法の処理基準が適用されること、また施設の許可も必要であることなどは従前通りである。国が再資源化事業計画の認定若しくは変更の認定を行ったとき又は変更の届出を受けたときは、関係の都道府県等に通知を行うこととしているが、廃棄物処理法に基づき廃棄物処理業者の指導監督権限を有する都道府県等におかれても、プラスチック使用製品産業廃棄物等の収集、運搬及び処分に当たって不適正な処理が行われることがないよう、認定再資源化事業者及びその受託者に対して改善命令等の適切な指導監督をされたい。

2. 容器包装リサイクル法について

(1) 施行状況

容器包装リサイクル法は、消費者による分別排出、市区町村による分別収集、事業者による再商品化等の連携協働の取組で進展してきた。

令和4年度の市区町村の分別収集の実施率（全市区町村に対する分別収集実施市区町村の割合）は、ガラス製容器、ペットボトル、スチール製容器、アルミ製容器、段ボール製容器で9割を超え、白色トレイを除いたプラスチック製容器包装は67.4%、紙製容器包装は34.1%、飲料用紙製容器は72.9%だった。分別収集量は、一昨年度に新型コロナウイルスの感染拡大に伴い一時的な増加がみられたが、徐々に感染拡大前に戻りつつある。

<参考資料>

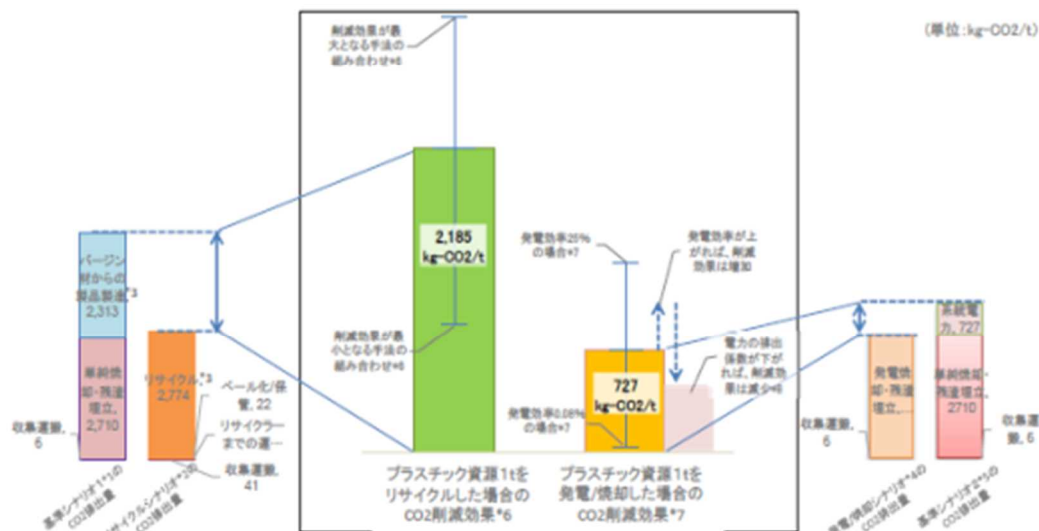
令和4年度容器包装リサイクル法に基づく市区町村の分別収集等の実績について

https://www.env.go.jp/press/press_02958.html

(2) プラスチック製容器包装のリサイクルの効果

容器包装リサイクル制度に基づき、市区町村が容器包装を分別収集・選別保管し、再商品化につなげることで、容器包装が再商品化されない場合に比べて、一定量の温室効果ガスの削減に寄与してきた。市区町村が分別収集したプラスチック資源を容器包装リサイクルルートでリサイクルした場合の温室効果ガス削減効果は、同量を市区町村の焼却施設において発電/焼却した場合の温室効果ガス削減効果の2倍以上となっていることから、分別収集参加市区町村の拡大等により、更なる温室効果ガスの削減効果の積み増しが期待される。

- 家庭から排出されるプラスチック資源については、主に、①容器包装リサイクル制度に基づくリサイクル、または②焼却施設における発電/焼却のいずれかにより処理。
- 容器包装リサイクルルートでリサイクルした場合のCO2削減効果は、同量を自治体の焼却施設において発電/焼却した場合のCO2削減効果の2倍以上。なお、これは熱回収のうち自治体が発電/焼却した場合について分析した結果を示したものの。



出典: 『プラスチック製容器包装再商品化手法およびエネルギーリカバリーの環境負荷評価 (LCA)』報告書 (JaIME, 2019年3月) のデータをもとにデロイトトーマツ作成

- *1 基準シナリオ1: 可燃ごみ(プラスチック資源)の収集運搬+単純焼却+残渣埋立+バージン材からの製品製造のCO2排出量
- *2 リサイクルシナリオ: プラスチック資源の収集運搬+ペール化/保管+リサイクラーまでの運搬+リサイクル+残渣処理のCO2排出量
- *3 マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクルの手法、比率は、容器包装リサイクル協会のH29実績をもとに算出、マテリアルリサイクルのパレットの比率は生産量(出典: 日本パレット協会)のデータを元に算出
- *4 発電/焼却シナリオ: 可燃ごみ(プラスチック資源)の収集運搬+発電焼却(発電効率12.81%: H28年度の焼却施設の平均)+残渣埋立のCO2排出量
- *5 基準シナリオ2: 可燃ごみ(プラスチック資源)の収集運搬+単純焼却+残渣埋立+系統電力のCO2排出量
- *6 算出値はリターナブルパレット(新規木材代替)、リターナブルパレット(新規樹脂代替)及び再生樹脂(コンパウンド代替率=0.5)と、ガス化(アンモニア製造)及びコークス炉化学原料化を販売量(R1実績)で按分して算出。最大・最小となる手法の組み合わせは、それぞれ、再生樹脂(コンパウンド代替率=1)とコークス炉化学原料化の場合で3,129kg-CO2/t、リターナブルパレット(新規木材代替)と油化の場合で931kg-CO2/t
- *7 算出値は、平成28年度の市区町村のごみ焼却施設の発電効率の平均値(12.8%、727 kg-CO2/t)として算出。最大の場合は25%、1,430kg-CO2/t、最小の場合は0.08%(平成28年度一般廃棄物処理事業実態調査の焼却施設)
- *8 将来的に再生可能エネルギーの割合が増え、電力の排出係数が下がることが考えられる。(報告書内の算出方法とは異なるためあくまで参考値だが、仮に同様の電力(1.25kWh)に2030年度の排出係数目標である0.37kg-CO2/kWh(出典: 電気事業連合会ほか)を乗じるとCO2削減効果は463kg-CO2/tとなる)

（３）使用済ペットボトル等の指定法人等への円滑な引渡しについて

使用済ペットボトル等については、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針（平成 18 年 12 月財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第 10 号。以下「基本方針」という。）により、指定法人等に円滑に引き渡すことが必要であるとされている。また、基本方針において、指定法人等以外の事業者を引き渡す場合にあっては、その事業者の適格性を厳格に審査することに加えて、当該事業者が適正に再商品化等の処理を行っていることについて、現場確認その他の適切な方法による確認をするとともに、住民に対し正確な情報提供をする必要があるとしている。

なお、当該指定法人等以外の事業者が引き受けた使用済みペットボトル等を海外に輸出する場合は、当該使用済みペットボトル等の状態によって、バーゼル法及び廃棄物処理法の輸出規制の対象となる可能性があることに留意が必要。市区町村におかれては、引き渡すプラスチックが輸出される場合においては、輸出者にバーゼル法及び廃棄物処理法の規制を遵守するよう指導されたい。

また、飲料製造事業者等と市区町村が協定等に基づき、使用済ペットボトルを新たなペットボトルに再利用するボトル to ボトルの取組等を行う場合においては、基本方針に基づき、市区町村が現場確認その他の適切な方法により処理の状況を確認し、住民に対し情報提供をするとともに、プラスチック資源循環法の施行も踏まえ、飲料製造事業者や小売事業者等と協力して、店頭回収の活用や自動販売機横への新機能リサイクルボックスの設置、異物混入防止に係る住民への啓発、オフィスビル等から排出される使用済ペットボトルのリサイクルの質の向上など地域における包括的な取組内容とすることが望ましい。



環境省 環境再生・資源循環局
リサイクル推進室

プラスチック資源循環戦略（概要）

背景

2019年（令和元年）5月31日

- ◆ 廃プラスチック有効利用率の低さ、海洋プラスチック等による環境汚染が世界的課題
- ◆ 我が国は国内で適正処理・3Rを率先し、国際貢献も実施。一方、世界で2番目の1人当たりの容器包装廃棄量、アジア各国での輸入規制等の課題

重点戦略

基本原則：「3R+Renewable」

【マイルストーン】

リデュース等	➢ ワンウェイプラスチックの使用削減(レジ袋有料化義務化等の「価値づけ」) ➢ 石油由来プラスチック代替品開発・利用の促進	<リデュース> ① 2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制 <リユース・リサイクル> ② 2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに ③ 2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル ④ 2035年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル等により、有効利用 <再生利用・バイオマスプラスチック> ⑤ 2030年までに再生利用を倍増 ⑥ 2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入
リサイクル	➢ プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル ➢ 漁具等の陸域回収徹底 ➢ 連携協働と全体最適化による費用最小化・資源有効利用率の最大化 ➢ アジア禁輸措置を受けた国内資源循環体制の構築 ➢ イノベーション促進型の公正・最適なリサイクルシステム	
再生材 バイオプラ	➢ 利用ポテンシャル向上（技術革新・インフラ整備支援） ➢ 需要喚起策（政府率先調達（グリーン購入）、利用インセンティブ措置等） ➢ 循環利用のための化学物質含有情報の取扱い ➢ 可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用 ➢ バイオプラ導入ロードマップ・静脈システム管理との一体導入	
海洋プラス チック対策	プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと（海洋プラスチックゼロエミッション）を目指した	
	➢ ポイ捨て・不法投棄撲滅・適正処理 ➢ 海岸漂着物等の回収処理 ➢ 海洋ごみ実態把握(モニタリング手法の高度化)	➢ マイクロプラスチック流出抑制対策(2020年までにスクラブ製品のマイクロビーズ削減徹底等) ➢ 代替イノベーションの推進
国際展開	➢ 途上国における実効性のある対策支援（我が国のソフト・ハードインフラ、技術等をオーダーメイドパッケージ輸出で国際協力・ビジネス展開） ➢ 地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築（海洋プラスチック分布、生態影響等の研究、モニタリング手法の標準化等）	
基盤整備	➢ 社会システム確立（ソフト・ハードのリサイクルインフラ整備・サプライチェーン構築） ➢ 技術開発（再生可能資源によるプラ代替、革新的リサイクル技術、消費者のライフスタイルのイノベーション） ➢ 調査研究（マイクロプラスチックの使用実態、影響、流出状況、流出抑制対策） ➢ 連携協働（各主体が一つの旗印の下取組を進める「プラスチック・スマート」の展開）	
	➢ 資源循環関連産業の振興 ➢ 情報基盤（ESG投資、エシカル消費） ➢ 海外展開基盤	

- ◆ アジア太平洋地域をはじめ世界全体の資源・環境問題の解決のみならず、**経済成長**や**雇用創出**⇒**持続可能な発展**に貢献
- ◆ 国民各界各層との連携協働を通じて、マイルストーンの達成を目指すことで、**必要な投資やイノベーション（技術・消費者のライフスタイル）を促進**

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の概要

第204回通常国会で成立
令和3年6月11日公布
令和4年4月1日施行

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じます。

■ 背景

- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内における**プラスチックの資源循環**を一層促進する重要性が高まっており、多様な物品に使用されるプラスチックに関し、**包括的に資源循環体制を強化**する必要がある。

■ 主な措置内容

1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を**総合的かつ計画的**に推進するため、以下の事項等に関する**基本方針**を策定する。
 - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
 - ワンウェイプラスチックの使用の合理化
 - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

2. 個別の措置事項

設計・製造	【環境配慮設計指針】 ● 製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを認定する仕組みを設ける。 ➢ 認定製品を国が率先して調達する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての設備への支援を行う。		 ＜付け替えボトル＞
	【使用の合理化】 ● ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき判断基準を策定する。 ➢ 主務大臣の指導・助言、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への勧告・公表・命令を措置する。		 ＜ワンウェイプラスチックの例＞
排出・回収・リサイクル	【市区町村の分別収集・再商品化】 ● プラスチック資源について、市区町村による容リ法ルートを活用した再商品化を可能にする。容リ法の指定法人等は廃棄物処理法の業許可が不要に。 ● 市区町村と再商品化実施者が連携して行うプラスチック資源の再商品化計画を作成する。 ➢ 主務大臣が認定した場合に、市区町村の選別、梱包等を省略して再商品化実施者が再商品化を実施可能に。再商品化実施者は廃棄物処理法の業許可が不要に。	【製造・販売事業者等による自主回収】 ● 製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画を作成する。 ➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。	【排出事業者の排出抑制・再資源化等】 ● 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき判断基準を策定する。 ➢ 主務大臣の指導・助言、プラスチックを多く排出する事業者への勧告・公表・命令を措置する。 ● 排出事業者等が再資源化事業計画を作成する。 ➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。
	 ＜プラスチック資源の例＞	 ＜店頭回収等を促進＞	

↓：ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行

基本方針の概要

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までの、プラスチックの**ライフサイクル全般**での**3R**
+ Renewable（再生素材・再生可能資源（紙・バイオマスプラスチック等）への切り替え）を進め、
あらゆる主体の取組を**促進**。

G20 大阪 ブルー オーシャン ビジョン



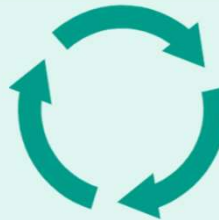
新たな汚染ゼロの
世界の実現

2050年カーボン ニュートラル



温室効果ガス排出量を全体として
ゼロにする

プラスチック 資源循環戦略



マイルストーンの達成を目指す

【マイルストーン】

- 2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに
- 2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制
- 2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル
- 2030年までにプラスチックの再生利用を倍増
- 2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入
- 2035年までに使用済プラスチックを100%有効利用

①設計・製造段階

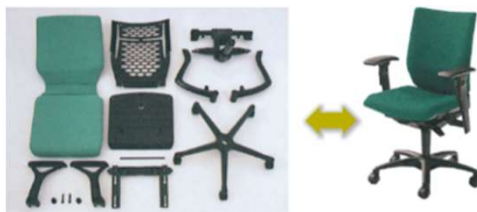
環境配慮製品を国が認定し、消費者が選択できる社会へ

- 設計・製造事業者向けに、構造・材料（素材代替・再生プラの利用など）を**設計指針**として明示。
- **同種の製品と比較して特に優れた製品**について国が認定し、認定製品を国が率先して調達。

＜環境配慮製品の例＞



リデュース：付け替えボトル



リサイクル：易解体性



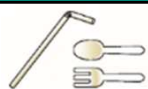
代替素材：100%リサイクル素材

②販売・提供段階

使い捨てプラの使用を合理化し、ライフスタイル変革を加速

- **特定プラスチック使用製品**について、**ポイント還元や有料化、代替素材への転換**などの取組を選択・実施。
- 多量提供事業者※は取組が著しく不十分な場合には勧告・公表・命令の対象に。

※年間提供量 5 t以上（小売店の場合は10店舗程度の事業規模に相当）

小売店や飲食店等		
●フォーク	●スプーン	●ナイフ
●マドラー	●ストロー	
		
宿泊施設		
●ヘアブラシ	●くし	●かみそり
●シャワーキャップ	●歯ブラシ	
		
クリーニング店、小売店		
●ハンガー	●衣類用カバー	
		

※事業活動の一部で上記の業種に属する事業を行っている場合は対象となる。

③排出・回収・リサイクル段階

あらゆるプラの効率的な回収・リサイクルを促進

		これまで		これから
家庭	容器包装	リサイクル	➡	リサイクル
	プラスチック製品	燃えるごみ等	➡	リサイクル
産業廃棄物		適正処理	➡	3R

＜市町村によるプラスチック資源の分別収集のイメージ＞

同じ素材なのに
リサイクルできる/できないが異なり
わかりにくい



容器包装
(リサイクル)



プラスチック製品
(燃えるごみ等)

わかりやすい分別

プラスチック資源の回収



プラスチック資源
(リサイクル)

- 市区町村が再商品化実施者と連携して行うプラスチック資源の再商品化計画を作成し、主務大臣が認定した場合、**選別、梱包等を省略可能**に。
- 製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画を作成し、主務大臣が認定した場合、認定事業者は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。
- プラスチック使用製品を排出する事業者は、判断基準に基づき、**排出抑制・再資源化等**に取り組むことが求められる(多量排出事業者※は取組が著しく不十分な場合には勧告・公表・命令の対象に)。また、排出事業者等が再資源化事業計画を作成し、主務大臣が認定した場合、認定事業者は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。 ※250t/年以上

容器包装リサイクル法に規定する指定法人に委託する方法（第32条）と 認定再商品化計画に基づきリサイクルを行う方法（第33条）の主な違い

	容器包装リサイクル法に規定する指定法人に委託する方法（第32条）	認定再商品化計画に基づくリサイクルを行う方法（第33条）	（参考）法に基づかないリサイクル（独自処理）
分別収集物の基準（環境省令）の適用	適用される	適用されない （リサイクルを著しく阻害するものが混入しないよう、十分に参考とされることを期待）	適用されない
市区町村が実施する選別・圧縮等	省略できない	再商品化事業者との調整により 省略できる	再商品化事業者との調整により省略できる
再商品化事業者の選定方法	指定法人において、毎年1月に入札が行われ、2月中下旬に市区町村に対して落札事業者が通知される	市区町村が決定 する	市区町村が決定する
再商品化費用の負担者	プラスチック製容器包装：特定事業者（市区町村負担分を除く） プラスチック製品：市区町村		すべて市区町村
再商品化費用の決定方法	指定法人において、毎年1月に入札が行われ、2月中下旬に市区町村に対して落札価格（＝再商品化費用）が通知される	計画の認定基準を踏まえ、 市区町村が決定 する	市区町村が決定する
特別交付税措置との関係	対象となる		対象となる（当面の間）
循環型社会形成推進交付金との関係	要件を満たす		要件を満たす

プラスチック製品の分別収集・再商品化経費に対する特別交付税措置

- 分別収集物に含まれる容器包装については、容リ法に基づき特定事業者が再商品化の責任を負担する。一方、容器包装以外の製品については、引き続き市区町村がその処理責任を有する。
- 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年法律第60号）が令和4年4月1日に施行し、市町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化の努力義務が規定されたことを踏まえ、令和4年度から製品プラスチックリサイクルに係る分別収集・再商品化に要する経費について特別交付税措置を講じている。

プラスチック製容器包装の分別収集

市区町村（又は委託業者）

分別収集

選別・梱包・保管

普通交付税措置

リサイクル事業者

運搬

再商品化

特定事業者が費用負担

プラスチック製品の分別収集（R4年度～）

市区町村（又は委託業者）

分別収集

選別・梱包・保管

特別交付税措置

リサイクル事業者

運搬

再商品化

- 市町村が実施するプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化に要する経費に対して特別交付税措置

$$\text{算定式} \quad (A \text{ t} \times 7.9 \text{ 万円/t} + B \text{ t} \times 6.4 \text{ 万円/t}) \times 0.5$$

市町村の製品プラスチック分別収集量（トン）

分別収集の標準的な単価

市町村の製品プラスチック再商品化量（トン）

再商品化の標準的な単価

プラスチック資源の分別収集に係る循環交付金の要件化について

交付金制度の概要

■ 交付金の交付

- 市町村が、廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を行う計画（循環型社会形成推進地域計画）を策定し、計画に位置付けられた施設整備に対し交付金を交付。

■ 交付対象施設

- マテリアルリサイクル推進施設（不燃物、プラスチック等の資源化施設、ストックヤード等）
- エネルギー回収型廃棄物処理施設（ごみ発電施設、熱回収施設、バイオガス化施設等）
- 最終処分場
- 既設の廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業等

■ 交付率

- 交付対象経費の1/3。ただし、高効率ごみ発電施設等の一部の先進的な施設については1/2。

要件化について

プラスチック資源循環法を踏まえ、前向きにプラスチック資源の分別収集・リサイクルに取り組み、焼却量を極力減らす努力を行っている自治体を支援する仕組みとした。

■ 要件

プラスチック資源循環法に規定するプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化に必要な措置を行っていること又は地域計画期間の末日から1年後までに当該措置を行うこと。

■ 対象区域

地域計画の対象区域の全域（離島地域、奄美群島、山村地域、過疎地域及び沖縄県を除く。）

■ プラ分別の範囲

プラスチック製容器包装及びそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物を対象としていること。

■ 要件適用のタイミング・経過措置

プラスチック資源循環法の施行日（令和4年4月1日）から適用。

ただし、施行日までに環境大臣に提出された地域計画に基づく事業には経過措置を適用。

令和5年度プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業の概要

- (1) 市区町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・リサイクルに係る先進的モデルの形成支援を行うことを目的として、**石巻市、秋田県、石岡市、宇都宮市、さいたま市、魚津市、姫路市、呉市、佐伯市、鹿児島市**の10自治体を採択した。

事業の実施内容	・ 容器包装及び製品の一括回収の実証 ・ 組成調査（実証事業による収集物や可燃ごみの組成調査等） ・ 住民周知（説明会開催やチラシ配布等） ・ 効果検証（コスト・CO2排出量の分析等） 等
結果のまとめ	● 実証事業を行った自治体の組成調査では、容器包装は42.6%～71.5%、製品は28.6%～55.9%の割合となった。製品が多くなった自治体では、「実証に協力的な住民からの積極的な排出」や「地域特性として農業用のポリバケツやプランターが多く排出された」ことが要因としてあげられた。 ● 集合住宅と個別住宅の居住形態が異なる地区での分別協力度の効果の把握では、集合住宅地区の方がプラスチックを多く使用していたが、集合住宅地区の方が戸建住宅地区よりも分別協力度が低くなっており、集合住宅地区では重点的な周知啓発によって資源化量や分別協力度の向上が見込めることが確認できた。 ● 近隣自治体との連携による効果の検討では、それぞれ独自で33条での処理へ移行する場合と比較してコストが削減される可能性が示唆された。

- (2) 地方公共団体が製造事業者等と連携して実施する使用済プラスチック使用製品の自主回収・リサイクルに係る先進的モデル形成支援を行うことを目的として、2自治体を採択した。

地方公共団体名	連携団体名	事業の概要
東京都	ユニリーバ・ジャパン、花王株式会社、P&Gジャパン合同会社、ライオン株式会社	・ 事業者による自己回収のパターンとして設定した「自治体が回収し中継施設でピックアップ」について実証検討を行った。 ・ 自治体選別保管施設における日用品ボトルのピックアップ回収 ・ プラスチック資源1kgあたり処理コストの試算 ・ ピックアップした日用品ボトルの回収物を洗浄、粉碎、ペレット化 ・ ピックアップした日用品ボトルの組成調査
広島県	株式会社エフピコ	・ 圧縮機を用いたペットボトルと白色トレイの店頭回収について実証検討を行った。 ・ 効果検証（コスト分析、CO2排出量の分析） ・ 過年度の自主回収における支援自治体の事例まとめ ・ 実証を実施した6店舗への消費者向け・従業員向けアンケート調査
結果のまとめ	● ピックアップ回収による相当量の日用品ボトルの回収の可能性が確認できた。 ● 自主回収では、自動圧縮機を入れるのみではなく、回収ルートの見直しやスーパー側でのオペレーション体制を含めた検討をしないとCO2や店舗の負担軽減には繋がらないことが確認できた。	

令和6年度プラスチック資源循環に関する先進的モデル形成支援事業のポイント

■ プラスチック使用製品廃棄物等の回収量増加に向けた取組への支援する事業が主な対象となる。

従来の「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・リサイクル、又は回収量の増加に必要な措置に係る実証、調査、検討」又は「使用済プラスチック使用製品の自主回収・リサイクルに係る実証、調査、検討」に加え、プラスチック使用製品廃棄物等の回収量増加を目指すための取組(例：分別の徹底、残渣率の改善、回収品目の拡大等)へ支援を行う。

■ 事業者が単独でも応募できるようになる。

従来、事業者が応募する際は必ず自治体と連携することが前提であったが、自治体に縛られない取組の応募を可能とした。

■ 公募期間：6月6日(木)から7月8日(月)まで

※ 詳細は環境省HPを参照のこと。 https://www.env.go.jp/press/press_03275.html

一括回収等への移行に向けた市区町村向け手引き

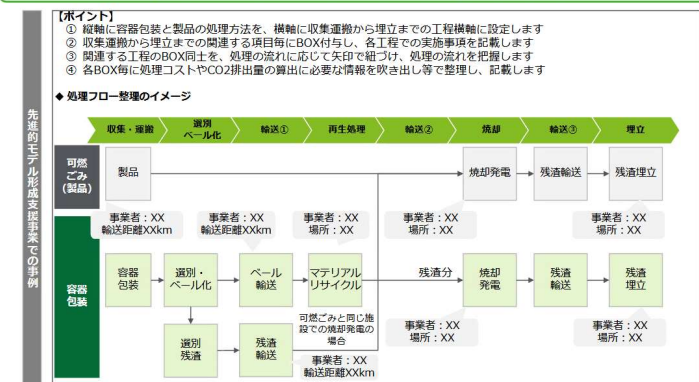
環境省では令和3年度から令和5年度にかけて行った先進的モデル形成支援事業を踏まえ、一括回収や自主回収等を促進するために、その進め方や生じる課題、上記支援事業で得られた対応策や成果等を整理し、各地方公共団体の検討の参考となるような手引きを作成した。

手引きの概要

- 移行に向けた検討フロー及び検討事項
- プラスチック使用製品廃棄物の排出量と収集量の推計
- 現状及び一括回収等への移行後のプラスチック処理方法の整理
- 想定される影響の把握（数量・処理コスト・CO2排出量）
- 移行方法を想定した実証
- 関係者との協議
- 住民周知方法の検討
- 自主回収等における自治体の支援例
- 参考情報

2. 現状のプラスチック処理方法の整理

- 先進的モデル形成支援事業では各工程での処理方法を以下の通りのフロー図に整理、可視化を行うことにより、自治体や関係者とのコミュニケーションを円滑に進めることができました



※ 詳細は環境省HPを参照のこと。
https://www.env.go.jp/press/press_03225.html

再商品化計画の認定事例について

これまでの認定事例（法33条）

市町村名 (認定日)	計画期間	分別収集物		収集、運搬 又は処分を行うもの	再商品化製品
		種 類	量(ト/年)※		
宮城県仙台市 (R4.9.30)	R5.4.1～ R8.3.31 (3年間)	プラスチック容器包装廃棄物 それ以外のプラスチック使用製品廃棄物 合 計	13,104 1,456 14,560	J&T環境株式会社 (宮城県仙台市)	ペレット等
愛知県安城市 (R4.12.19)	R6.1.1～ R8.3.31 (2年3か月)	プラスチック容器包装廃棄物 それ以外のプラスチック使用製品廃棄物 合 計	1,174 250 1,424	株式会社富山環境整備 (富山県富山市)	ペレット等
神奈川県横須賀市 (R4.12.19)	R5.4.1～ R8.3.31 (3年間)	プラスチック容器包装廃棄物 それ以外のプラスチック使用製品廃棄物 合 計	3,868 318 4,186	株式会社TBM (神奈川県横須賀市)	ペレット
富山県高岡市 (R5.11.30)	R6.10.1～ R9.3.31 (2年6か月)	プラスチック容器包装廃棄物 それ以外のプラスチック使用製品廃棄物 合 計	2,777 1,832 4,608	株式会社富山環境整備 (富山県富山市)	ペレット等
富山地区広域圏事務組合 (R5.11.30)	R6.4.1～ R9.3.31 (3年間)	プラスチック容器包装廃棄物 それ以外のプラスチック使用製品廃棄物 合 計	6,354 381 6,735	株式会社富山環境整備 (富山県富山市)	ペレット等
京都府亀岡市 (R5.11.30)	R6.4.1～ R9.3.31 (3年間)	プラスチック容器包装廃棄物 それ以外のプラスチック使用製品廃棄物 合 計	2,120 544 2,664	株式会社富山環境整備 (富山県富山市)	ペレット等
砺波広域圏事務組合 (R5.11.30)	R6.4.1～ R9.3.31 (3年間)	プラスチック容器包装廃棄物 それ以外のプラスチック使用製品廃棄物 合 計	956 273 1,229	株式会社富山環境整備 (富山県富山市)	ペレット等
岐阜県輪之内町 (R5.11.30)	R6.4.1～ R9.3.31 (3年間)	プラスチック容器包装廃棄物 それ以外のプラスチック使用製品廃棄物 合 計	59 6 65	株式会社岐阜リサイクルセンター (岐阜県安八郡輪之内町)	減容品
東京都新宿区 (R6.3.6)	R6.4.1～ R9.3.31 (3年間)	プラスチック容器包装廃棄物 それ以外のプラスチック使用製品廃棄物 合 計	1,643 249 1,892	日鉄リサイクル株式会社 (千葉県君津市)	コークス炉化学原料
愛知県岡崎市 (R6.3.6)	R6.4.1～ R9.3.31 (3年間)	プラスチック容器包装廃棄物 それ以外のプラスチック使用製品廃棄物 合 計	2,096 334 2,430	日鉄リサイクル株式会社 (愛知県東海市)	コークス炉化学原料
岩手県岩手町 (R6.3.6)	R6.4.1～ R9.3.31 (3年間)	プラスチック容器包装廃棄物 それ以外のプラスチック使用製品廃棄物 合 計	42 12 54	株式会社青南商事 (青森県青森市)	ペレット等
福岡県北九州市 (R6.3.27)	R6.4.1～ R9.3.31 (3年間)	プラスチック容器包装廃棄物 それ以外のプラスチック使用製品廃棄物 合 計	0 134 134	株式会社ビートルエンジニアリング (福岡県北九州市)	フレーク
三重県菰野町 (R6.3.29)	R6.4.1～ R9.3.31 (3年間)	プラスチック容器包装廃棄物 それ以外のプラスチック使用製品廃棄物 合 計	0 10 10	三重中央開発株式会社 (三重県伊賀市)	ペレット
大阪府堺市 (R6.3.29)	R6.4.1～ R7.3.31 (1年間)	プラスチック容器包装廃棄物 それ以外のプラスチック使用製品廃棄物 合 計	4,420 0 4,420	三重中央開発株式会社（三重県伊賀市） DINS関西株式会社（大阪府堺市）	ペレット等
京都府京都市 (R6.4.26)	R6.4.26～ R9.3.31 (2年11か月)	プラスチック容器包装廃棄物 それ以外のプラスチック使用製品廃棄物 合 計	7,209 891 8,100	旭鉦石株式会社（徳島県徳島市） DINS関西株式会社（大阪府寝屋川市） 栄伸開発株式会社（大阪府大阪市） J & T 環境株式会社（神奈川県川崎市） 株式会社Jサーキュラーシステム（神奈川県川崎市） 株式会社レゾナック（神奈川県川崎市）	ペレット等 ガス化原料、 コークス炉 化学原料
三重県津市 (R6.5.30)	R6.6.1～ R9.3.31 (2年10か月)	プラスチック容器包装廃棄物 それ以外のプラスチック使用製品廃棄物 合 計	0 1,495 1,495	三重中央開発株式会社 (三重県伊賀市)	ペレット等

※量（ト/年）：再商品化計画期間平均値

(令和6年4月8日：日本容器包装リサイクル協会発表)

都道府県	地方公共団体	数量 (ト)
北海道	7	3,659
岩手県	1	315
宮城県	4	3,437
福島県	1	1,289
栃木県	1	2,000
群馬県	4	2,124
埼玉県	2	4,500
千葉県	1	459
東京都	17	24,331
神奈川県	3	19,270
富山県	1	377
福井県	1	331
長野県	16	4,177

都道府県	地方公共団体	数量 (ト)
岐阜県	1	10
静岡県	1	1,198
愛知県	12	35,521
三重県	1	1,150
京都府	1	3,294
兵庫県	2	475
和歌山県	1	265
岡山県	2	3,983
広島県	1	850
愛媛県	1	320
福岡県	2	751
熊本県	1	498
鹿児島県	2	720
合計	87	115,302

※分別収集物の引き渡しを実施する市町村が0の都道府県は表示していない。

※プラスチック容器包装廃棄物のみの引き渡しや、法33条の認定計画は集計結果に含まれていない。

※実施自治体の落札結果等は、指定法人HP参照

(<https://www.jcpa.or.jp/Portals/0/resource/recycle/recycling/recycling04/pdf/r05/pla02.pdf>)

自主回収・再商品化事業計画、再資源化事業計画の認定事例について

製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業計画（法39条）

プラスチック使用製品の製造・販売事業者等が作成した自主回収・再資源化事業計画について、主務大臣が認定する仕組みを創設。主務大臣の認定を受けた事業者は、廃棄物処理法に基づく業の許可が不要となる。

事業者名 (認定日)	収集区域	使用済プラスチック使用製品		再資源化により得られたもの	
		種 類	量(トン/年)	製品	利用先
緑川化成工業(株) (R5.4.19)	茨城県・栃木県・群馬県・ 埼玉県・千葉県・東京都・ 神奈川県	使用済アクリル板	100.0	再生アクリル ペレット	アクリルシート 製造業者
花王(株) 花王ロジスティクス(株) (R6.3.1)	東京都・神奈川県・埼玉 県・千葉県	使用済つめかえパック (つめかえ用フィルム容器)	1.5	洗浄・微細化フィ ルム破砕物	容器製造事業者
積水化成品工業(株) (R6.3.6)	奈良県・大阪府・兵庫県・ 滋賀県・愛知県・岡山県・ 和歌山県	発泡スチロール（ビーズ） 発泡スチロール（シート） 合 計	2.0 0.1 2.1	PSインゴッド ペレット	発泡スチロール 製造事業者

排出事業者による再資源化事業計画（法48条）

①排出事業者（1号認定）、②複数の排出事業者からの委託を受けた再資源化事業者（2号認定）が作成した再資源化事業計画について、主務大臣が認定する仕組みを創設。主務大臣の認定を受けた事業者は廃棄物処理法に基づく業の許可が不要となる。

事業者名 (認定日)	区分	収集区域	プラスチック使用製品産業廃棄物等		再資源化により得られたもの	
			種 類	量(トン/年)	製品	利用先
三重中央開発(株) (R5.4.19)	2号認定	三重県 奈良県	食品包装資材（汚れ付着のあるもの） 工場端材（緩衝材、フレコン、PPバンド等） (計)	360 280 640	PE・PPペレット PE・PP混合減容製品	パレット製造業者
DINS関西(株) (R5.4.19)	2号認定	大阪府	廃棄PETボトル※（廃棄飲料等を含む） ※賞味期限切れで市場に出ず廃棄になったもの等	201	再生PET樹脂	飲料メーカー 容器メーカー
浪速運送(株) (R6.1.16)	2号認定	東京都・埼玉県・千葉 県・神奈川県・福岡県・ 兵庫県・大阪府	アパレル由来のプラスチック軟質フィルム (衣類用カバー、PE・PP)	250	PE・PPペレット 原料資材	プラスチック商社 メーカー企業
木村工業株式会社 (R6.4.19)	2号認定	滋賀県・京都府・大阪 府・兵庫県・奈良県・和 歌山県	歯ブラシ、ヘアブラシ、カミソリ、ブラカップ、 歯間ブラシ	37.4	PE・PPペレット 原料資材	パレット製造業者

プラスチックごみ問題に関する世論調査

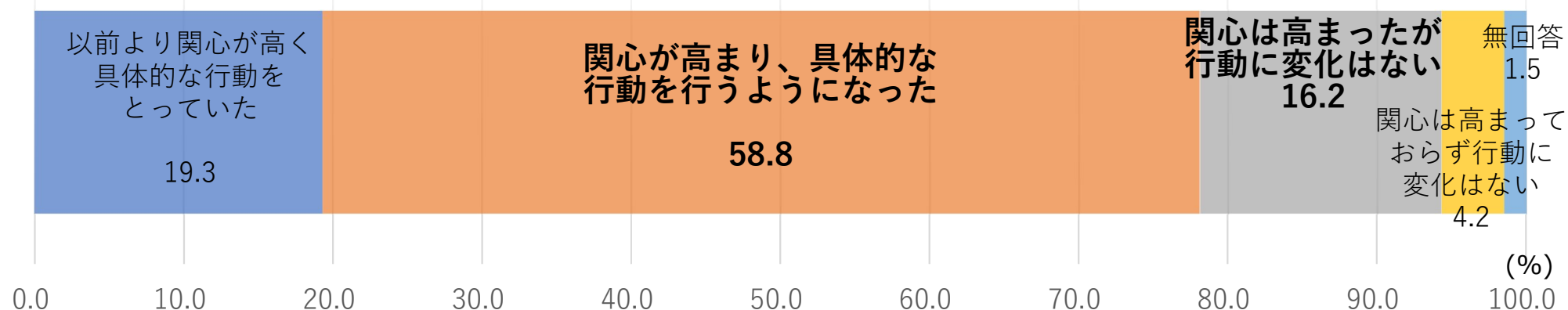
■ プラスチックごみ問題についての国民の意識を把握するため、内閣府において世論調査を実施。

・期間：2022年9月1日～10月9日

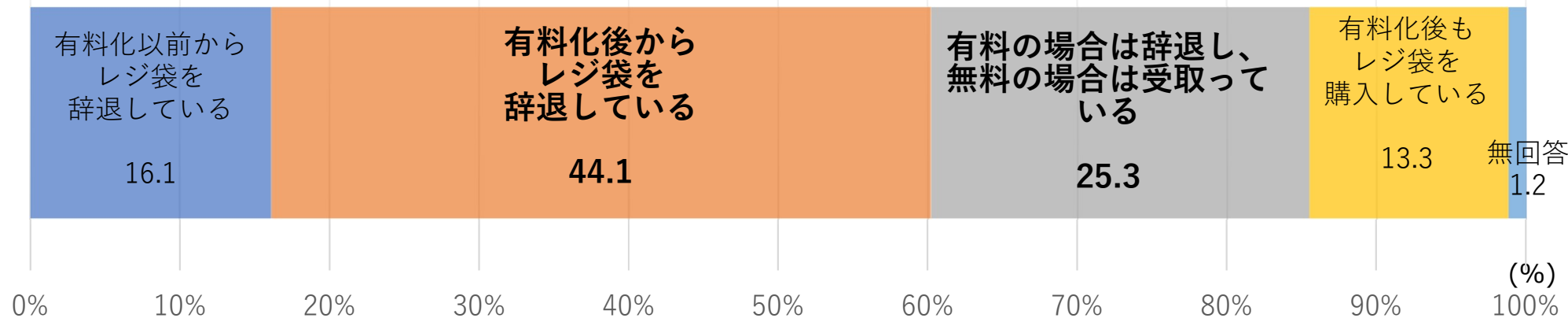
・方法：郵送

・対象：全国18歳以上の日本国籍を有する者 1,791人（標本数：3,000人、有効回収率：59.7%）

＜レジ袋有料化やプラスチック資源循環法施行による関心や行動の変化＞



＜レジ袋有料化後のレジ袋の辞退状況＞



容器包装リサイクル法の概要

目的	○ 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進 ○ 容器包装廃棄物の分別収集の促進 ○ 分別基準適合物の再商品化の促進 → ○ 廃棄物の適正な処理の確保 ○ 資源の有効利用の確保
容器包装	商品の容器及び包装であって、当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるもの (ガラスびん・ペットボトル・スチール缶・アルミ缶・紙パック・プラスチック製容器包装・紙製容器包装・段ボール) ※ 下線の容器包装は、再商品化義務の対象外
基本方針及び各種計画	国 ◇ 基本方針の策定・公表 (排出の抑制、分別収集、再商品化の総合的かつ計画的な推進) → 国 ◇ 再商品化計画の策定・公表 市町村 ◇ 市町村分別収集計画の策定 都道府県 ◇ 都道府県分別収集促進計画の策定・公表 国 ◇ 分別収集見込量の公表 報告 報告
各主体の役割と容器包装廃棄物の再商品化フロー	分別排出 分別収集 再商品化 消費者 市町村 特定事業者 指定法人への委託による義務履行が可 指定法人 再商品化事業者 → : 容器包装廃棄物のフロー → : 委託契約 自主回収ルート 認定を受けて行う再商品化(独自ルート) 指定法人ルート
罰則	○ 特定事業者 再商品化義務違反に対する措置命令違反…罰金100万円 帳簿不備、報告徴収・立入検査の拒否等…罰金20万円 ○ 指定法人 無許可による業務廃止、帳簿不備、報告徴収・立入検査の拒否等…罰金30万円 } すべての罰則に両罰規定あり

容器包装リサイクル法に基づく市区町村の分別収集等の実績(令和4年度)

品目名	分別収集量*1		年間分別基準 適合物量／ 再商品化事業者 他への引渡 量(トン)*1	分別収集実施市町村数		
	年間分別収集 見込量 (トン)*1・*2	年間分別 収集量 (トン)*1		実施 市町村数*3	全市町村*4に 対する実施率 (%)	人口 カバー率 (%)
無色のガラス製容器	282,689	246,636	240,053	1,646	94.5	98.1
茶色のガラス製容器	225,469	202,914	196,066	1,652	94.9	98.1
その他の色のガラス製容器	188,829	212,349	185,640	1,681	96.6	98.6
紙製容器包装	101,469	72,878	69,734	594	34.1	33.5
ペットボトル	314,411	348,211	329,605	1,721	98.9	99.7
プラスチック製容器包装	727,875	773,624	709,237	1,316	75.6	83.9
(うち白色トレイのみ)*5	4,242	1,390	1,281	394	22.6	18.1
(うち白色トレイのみを除く)	723,633	772,234	707,956	1,173	67.4	77.3
スチール製容器	145,741	124,566	120,482	1,689	97.0	97.1
アルミ製容器	145,565	144,867	140,278	1,688	97.0	97.2
段ボール製容器	684,456	648,137	639,194	1,603	92.1	92.8
飲料用紙製容器	15,233	9,709	9,453	1,269	72.9	84.9
合計	2,831,737	2,783,891	2,639,742	—	—	—

※ 四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

*1 年間分別収集見込量、年間分別収集量及び年間分別基準適合物量／再商品化事業者他への引渡には市町村独自処理量が含まれる。

*2 年間分別収集見込量は第9期分別収集計画計画策定時のもの。

*3 実施市町村は令和5年3月末時点の数値。

*4 令和5年3月末時点での全市町村数は1,741（東京23区を含む）。

*5 「うち白色トレイのみ」とは、他のプラスチック製容器包装とは別に白色トレイだけを分別収集した数値。

ガラスびん3Rの取組

リデュース

- ・オイルショックを契機に取組が開始
- ・軽量化・薄肉化等
- ・ガラスびんの平均重量は、2004年実績の**192.3g**から2022年実績の**179.5g**と、**6.7%**の軽量化



容器包装3R推進のための自主行動計画2025 年度フォローアップ報告より
https://www.3r-suishin.jp/PDF/2023Report/Followup_Report2023_all.pdf

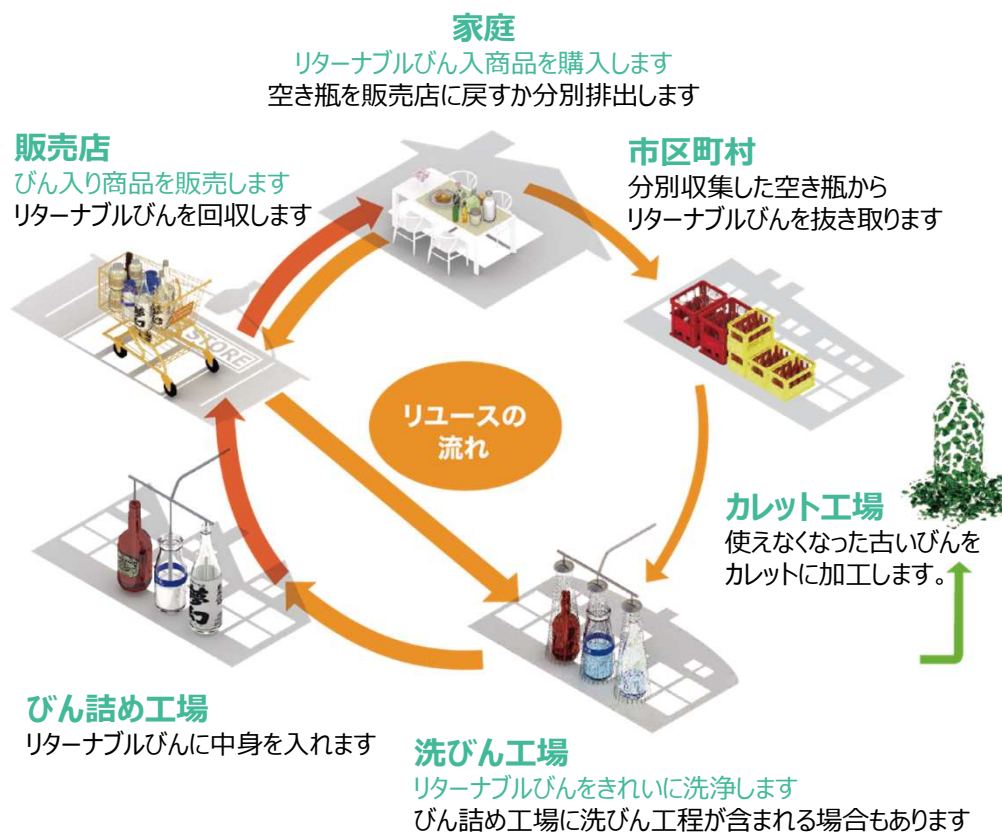
ガラスびん軽量化の取組事例



リユース

- ・びんを繰り返し使うことによるGHG排出削減
- ・20回リユースすることで、リサイクル無しと比較し**77%**のGHG削減効果(500mlびん)
- ・リターナブルびんの使用量は43万トン(2022年実績)
- ・国内のリターナブルびんのリターナブル比率※は28.0%

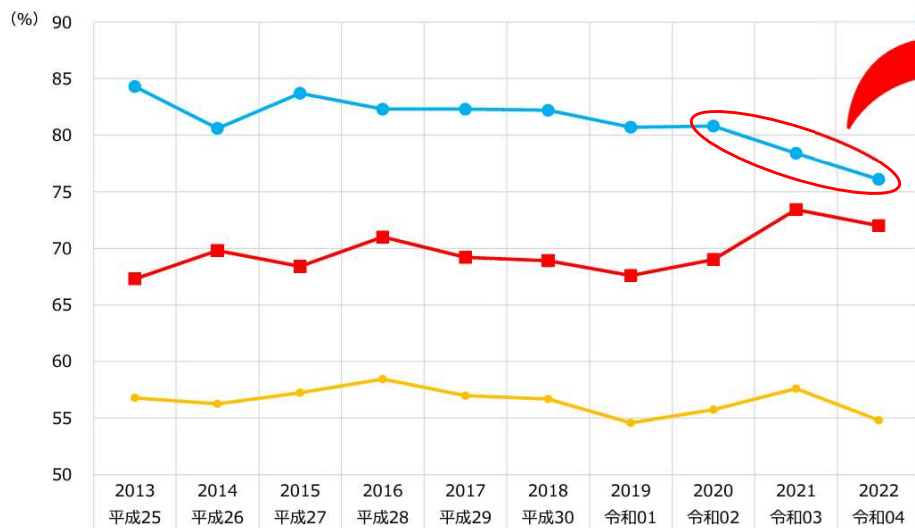
※ (リターナブルびん使用率 ÷ (国内ワンウェイびん流通量 + リターナブルびん使用量))



ガラスびん3Rの取組とリサイクルの向上に向けて

リサイクル

- ・ガラスびんのリサイクル率は**72.0%**(2022年実績：2004年比) ・ガラスびん3R推進協議会が定める2025年度の目標は70%以上



コロナ禍によるガラスびん需要の低下

直近10年のびんtoびん率・リサイクル率の推移

	2013 平成25	2014 平成26	2015 平成27	2016 平成28	2017 平成29	2018 平成30	2019 令和01	2020 令和02	2021 令和03	2022 令和04
びんtoびん率	84.3	80.6	83.7	82.3	82.3	82.2	80.7	80.8	78.4	76.1
リサイクル率	67.3	69.8	68.4	71.0	69.2	68.9	67.6	69.0	73.4	72.0
びん用途リサイクル率	56.8	56.2	57.2	58.4	57.0	56.7	54.6	55.7	57.6	54.8

※びんtoびん率＝びん用途再商品化量÷再商品化量総計（びん用途＋その他用途）

※リサイクル率＝再商品化量総計（びん用途＋その他用途）÷国内びん出荷量（びん出荷量－輸出量＋輸入量）

※びん用途リサイクル率＝びん用途再商品化量÷国内びん出荷量（びん出荷量－輸出量＋輸入量）

ガラスびん3R推進協議会より（https://www.glass-3r.jp/data/pdf/data_01c.pdf?20231201）

リサイクル率等向上のための取組事例

コンテナを利用したびんの色別の回収
⇒住民が分別しやすく
(長野県松本市)



平ボディ車を活用した回収
⇒分別回収したコンテナを
そのまま積み込み可能 (三重県津市)



シャッター付き色別ストックヤード
⇒異物の混入防止
(神奈川県川崎市)



ガラスびん3R推進協議会HP 自治体の取組事例より
https://www.glass-3r.jp/jichitai/jichitai_menu.html

地方公共団体により回収された
リターナブルびんの保管スペース
(北海道留萌何部衛生組合)



(例) ガラスびんのリサイクル率向上の好事例

新潟県 五泉市

- ・人口 46,071人
- ・世帯数 19013世帯
- ・面積 351.91km²
(2024年4月30日時点)

基本情報：五泉市HPより
<https://www.city.gosen.lg.jp/>



平成26年10月1日から
 缶・びん**混合**の回収方法からビン**単独**回収（色別）に移行
 ⇒ **残渣量が大幅に減少**した

	平成25年度10～3月 (混合回収)	平成26年度10～3月 (単独回収)
残渣量	321.47 t	91.96 t

回収コンテナの使い方について、
周知・広報を実施。

○回収コンテナの使い方



7割の地区で小屋タイプの
 回収ステーションを使用。
異物混入や飛散の防止。



ガラスびん3R推進協議会HPより
https://www.glass-3r.jp/gover/index7_26.html

富山県 高岡市

- ・人口 163,088人
- ・世帯数 70529世帯
- ・面積 209.58km²
(2024年6月7日時点)

基本情報：五泉市HPより
<https://www.city.gosen.lg.jp/>



五泉市と同じく、平成26年10月1日から
混合回収方法からビン**単独**回収に移行

移行に際しては、

- ・市内**36**カ所での市民説明会
- ・500カ所におよぶ単位自治会での説明会
- ・市の広報誌、ケーブルテレビ、
 ウェブサイトを活用した**広報・啓発**

を実施。さらに、分別回収開始後は

- ・集積場のパトロール
- ・現地での分別指導を徹底

混合回収から単独回収への
スムーズな移行
 &
質の高い分別収集を実現

10月1日から、家庭ごみの出し方が変わります



ガラスびん3R推進協議会HPより
https://www.glass-3r.jp/gover/index7_25.html

令和4年度 自動販売機横リサイクルボックスへの効果的な異物混入防止に関する実証事業

■ 背景

近年のリサイクル技術の進展等により、ペットボトルをペットボトルにリサイクルする、いわゆるボトルtoボトルが広がりを見せており、再生原料の安定的な確保のため、廃ペットボトルの回収・リサイクルの重要性が増している。一方で、自動販売機オペレーター事業者が自動販売機横に設置するリサイクルボックス（以下「自販機RB」という。）にペットボトル等の清涼飲料空容器以外のごみ(異物)が投棄され、ペットボトル等のリサイクルの品質や量に悪影響を与えていることが問題となっている。

■ 実証事業

3つの検証を行い市民によるリサイクルボックスへの異物投棄に対して有効な対策を検討することを目的とする。

- ①エリアの特性に応じて啓発メッセージの強弱を変化させることによる効果の検証
- ②自販機RBを撤去することによる散乱状況の変化の検証
- ③新機能リサイクルボックス（以下「新機能RB」という。）の先行設置による検証

令和4年度は、東京都調布市、神奈川県川崎市を対象に2022年10月31日(月)～12月24日(土)の期間で実施。

① エリアの特性に応じて啓発メッセージの強弱を変化させることによる効果の検証

目的

自販機及び自販機RBに関する啓発メッセージ制作物を、エリアを集中して掲出することにより、市民の行動変容を促し、自販機RBの異物混入率の低減が実現するかの検証を行う。

検証方法

調査方法		内容
組成分析調査	調査方法	◆ 自販機RB内の回収物を【飲料空容器】と【異物】にカテゴリー分類し、異物(個数)の構成比率の増減比較を行う。
	検証方法	◆ 啓発メッセージ制作物貼付の【啓発活動前】と【啓発活動後】の組成分析データの比較により検証を行う。 ◆ 検証は、調布市と川崎市と別々に行う。
	調査対象	◆ 調布市：自販機RB 10基（啓発メッセージ【弱】） ◆ 川崎市：自販機RB 10基（啓発メッセージ【強(5基)】、【弱(5基)】） ※啓発メッセージ【強】：不法投棄の違法性の告知。 啓発メッセージ【弱】：美しい環境・リサイクルへの協力の告知。

検証結果

- ・今回の啓発活動の結果、全ての自販機RB内の異物混入率が低下した。異物混入率の低減の効果は軽微であったが、啓発期間や場所を限ったためと考えられる。
- ・川崎市における啓発メッセージの強・弱による結果を比較すると、弱メッセージで、より異物混入率の低減への効果がみられた。

強メッセージ



弱メッセージ



② 自販機リサイクルボックスを撤去することによる散乱状況の変化の検証

目的

自販機RB撤去後の自販機周辺のごみ散乱状況の変化の検証を行う。

検証方法

自販機RBを撤去した上で、ごみの散乱を防ぐPOP・ポスター・ステッカー・立看板等を制作・設置し、周辺のごみの散乱状況の変化について検証を行った。

実施場所

	実施場所・実施件数	
	場所数	RB数
調布市	3箇所	4基
川崎市	4箇所	6基
合計	7箇所	10基

スタンド立看板の設置



検証結果

・自販機RB撤去を行った7箇所の内、4箇所(コインパーキング等)で
ごみ散乱の回数及び個数が減少、2箇所(飲食街)でごみ散乱の回数
及び個数が増加し、1箇所では変化なし(ごみ散乱の多い状態が継続)
という結果となった。

自販機RB撤去前

自販機RB撤去後

コインパーキング



自販機RB周辺にごみ散乱
※ごみ袋の投棄



自販機RB撤去後、
ごみ散乱無し

飲食街



自販機RB周辺にごみ散乱



自販機RB撤去後、ごみ散乱増加

③ 新機能リサイクルボックスの先行設置による検証

目的

新機能RBを集中的に設置することによる自販機RB内の異物混入率低減の効果検証を行う。

検証方法

92基の新機能RBを対象に異物混入等の調査を行った。

設置場所と設置件数(自販機RB数)

	実施場所数・実施件数	
	場所数	RB数
調布市	85箇所	106基
川崎市	156箇所	203基
合計	241箇所	309基

新機能リサイクルボックス(概要)

- ・ 投入口：近くからは見えない角度・高さでカップ等の入らない口径で異物を抑止
- ・ カラー：「ゴミ箱感」を払拭する、これまでにない業界統一カラー



検証結果

- ・ 従来の自販機RBを新機能RBに置き換えることにより、**76%の自販機設置先で異物混入率が低減した。**
- ・ 新機能RB設置後、自販機周辺のごみ散乱状況の結果は、【散乱なし:90%、散乱あり:10%】で、おおむね散乱がない状況となった。
- ・ ごみの散乱が確認された場所においても、ほとんどの場所でごみの数は9個以下であった。

新機能RB設置後の課題



入れられないカップの容器、中身の入っているカップがRB前に並べられているケースもあった。

3. 家電リサイクル法

(1) 施行状況

特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号。以下「家電リサイクル法」という。）は、小売店等による廃家電の引取り、製造業者等によるリサイクルの実施等に関し、都道府県、市区町村を始めとする関係主体の連携・協力の下、着実に施行されているところである。

令和 4 年度に全国の指定引取場所で引き取られた家電 4 品目は合計約 1,495 万台（前年度比約 2.0%減）であった。

また、令和 4 年度における製造業者等の再商品化率は、エアコン 93%、ブラウン管式テレビ 72%、液晶・プラズマテレビ 86%、冷蔵庫・冷凍庫 80%、洗濯機・衣類乾燥機 92%であった。再商品化の実績は、引き続き家電リサイクル法で定める再商品化等基準を上回っている。

回収率は、製造業者等や小売業者、市区町村、国、消費者が廃家電の回収促進に取り組み、社会全体で適正なリサイクルを推進していくため、家電リサイクル法の基本方針に規定されており、（適正に回収・リサイクルされた廃家電の台数）／（出荷台数）で算出している。令和 4 年度の回収率は 70.2%であり、回収率を令和 12 年度までに 70.9%以上（エアコンについては、53.9%以上）とする目標を達成するため、各主体が各種取組を進めている。貴都道府県におかれては、回収率向上に向けた更なる取組を進めていただきたい。

さらに、令和 3 年 4 月より、中央環境審議会循環型社会部会家電リサイクル制度評価検討小委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルWG 合同会合（以下「合同会合」という。）において、家電リサイクル制度における課題・論点及び課題解決に向けた具体的な施策を「対象品目」、「家電リサイクル券の利便性向上」、「多様な販売形態をとる小売業者への対応」、「社会状況にあわせた回収体制の確保・不法投棄対策」、「回収率の向上」、「再商品化等費用の回収方式」、「サーキュラーエコノミーと再商品化率・カーボンニュートラル」の観点から報告書としてとりまとめ、令和 4 年 6 月に環境大臣に意見具申がなされた。その意見具申を受けて、新たな回収率目標の設定やエアコン回収率向上に向けた取組等が家電リサイクル法の基本方針に位置づけられた。

<参考資料>

令和 4 年度における家電リサイクル法に基づくリサイクルの実施状況等について

https://www.env.go.jp/press/press_03245.html

「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討について」（中央環境審議会意見具申）

<https://www.env.go.jp/press/111223.html>

(2) 対象品目の追加

令和6年4月1日には、家電リサイクル法の対象品目に有機ELテレビが追加された。貴都道府県においては貴管下市町村に対する周知を図っていただきたい。市町村においては、有機ELテレビについても、特定家庭用機器として従来指定していたものと同様に、住民がなるべく小売業者に引き渡し、再商品化等が実施されるよう、住民に対する周知及び広報並びに小売業者、製造業者等との連携に努めていただきたい。

(3) 小売業者の引取義務外品の回収体制構築

買換えの場合及び自ら過去に販売した家電4品目については、小売業者に引取義務が課せられているが、小売業者にこうした引取義務が課されていない廃家電（いわゆる「小売業者の引取義務外品」）の回収体制が構築されていない場合は、消費者の排出利便性が損なわれ、不法投棄や不適正処理のおそれがある。このため、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有する市区町村が、地域の実情に応じて小売業者や廃棄物収集運搬許可業者と連携した回収体制を構築する必要がある。家電リサイクル法施行後20年以上経過し、小売業者の義務外品の回収体制の構築及び小売業者に引取義務が課せられている廃家電の排出方法の周知のいずれもが完了している市区町村は令和6年1月時点で全体の87.9%と、全国的に取組が広がりつつあるが、人口規模の小さい自治体ほど回収体制が構築されていない状況となっている。

環境省では、すべての市区町村において回収体制が構築されるよう、平成27年3月に「小売業者の引取義務外品の回収体制構築に向けたガイドライン」を作成し、都道府県を通じて市区町村に提供しているところである。

貴都道府県におかれては、貴管内の小売業者の引取義務外品の回収体制が構築されていない市区町村に対し、当該ガイドラインに基づく回収体制の構築について、周知と協力をお願いしたい。

<参考資料>

小売業者の引取義務外品の回収体制構築に向けたガイドライン

http://www.env.go.jp/recycle/kaden/conf/attach/rep_201503.pdf

人口規模別の義務外品の回収体制の構築状況（令和6年1月末時点）

		小売業者に引取義務が課せられていない廃家電の回収体制を構築している市区町村数 (廃家電排出方法の周知も適切になされている) (A)	全市区町村数 (B)		全市区町村に占める割合 (%) (A/B)
市区町村数(件)		1,531 (1,527)	1,741 (1,741)		87.9% (87.7%)
政令市		20 (20)	20 (20)		100.0% (100.0%)
中核市		62 (62)	62 (62)		100.0% (100.0%)
一般市	15万人以上	78 (78)	78 (78)		100.0% (100.0%)
	10万人以上 15万人未満	95 (95)	97 (97)		97.9% (97.9%)
	10万人未満	505 (504)	535 (535)		94.4% (94.2%)
特別区		23 (23)	23 (23)		100.0% (100.0%)
町村	1万人以上	364 (366)	398 (403)		91.5% (90.8%)
	1万人未満	384 (379)	528 (523)		72.7% (72.5%)
人口(万人)		12,284 (12,318)	12,522 (12,570)		98.1% (98.0%)

備考）()内は令和5年1月末時点の数値を示す。

（４）不適正処理に対する取締り

消費者による廃家電の適正排出を促進するには、関係主体がそれぞれの立場を最大限活用し、連携しながら普及・啓発を実施する必要がある。貴都道府県におかれては、違法な廃棄物回収業者に排出されることなく、消費者により、法や自治体の定める適正なルートに排出されるよう、貴管内市区町村に対して、引き続き廃家電の適正排出の啓発を実施していただくようお願いしたい。環境省においても、消費者の具体的な排出タイミングに応じた廃家電の適切な廃棄方法の周知について検討を行っているところであり、今後、各主体が普及啓発を実施する際には御協力いただきたい。

また、使用済家電の適正な処理を担保し、適切にリサイクル料金を負担している者との公平性や、国内のリサイクルの形骸化、海外での環境汚染に繋がらないよう、貴都道府県におかれては、貴管内の市区町村と連携し、警察等の関係機関に協力を求めつつ、違法な廃棄物回収業者やヤード業者、その他不適正処理を行う業者の指導取締りをお願いしたい。

上記の取組を推進するため、昨年度には違法な廃棄物回収業者対策のためのセミナーを実施（Web で計2回開催）した。今年度も開催を予定しているため、是非参加いただきたい。

さらに、令和4年度から「使用済家電の回収・再資源化等促進に向けた検討会」を設置し、違法回収業者やスクラップ業者及びヤード業者、解体業者における使用済家電の取扱いの実態把握や、実態を踏まえた効果的な対策の検討を進め、「家電リサイクルにおける回収率向上のための市区町村・都道府県における取組方法の紹介・事例集」として、自治体での違法業者等への取締りや、積極的な排出者への家電リサイクル法の周知広報の方法に関して、全国の自治体へ展開する内容を取りまとめた。是非活用していただきたい。

(5) 不法投棄・離島対策等の状況

令和4年度の廃家電4品目の不法投棄台数(推計値)は、エアコンが約800台(構成比約2.0%)、ブラウン管式テレビが約10,400台(同25.4%)、液晶・プラズマテレビが約14,600台(同35.8%)、電気冷蔵庫・電気冷凍庫が約9,000台(同22.0%)、電気洗濯機・衣類乾燥機が約6,100台(同14.9%)で、4品目合計では約40,800台(前年度から減少)となった。

<参考資料>

令和4年度廃家電の不法投棄等の状況について

https://www.env.go.jp/press/press_03003.html

また、一般財団法人家電製品協会が実施している不法投棄未然防止事業協力及び離島対策事業協力については、令和5年度以降も引き続き両事業協力を実施するよう環境省及び経済産業省から一般財団法人家電製品協会に要請し、令和8年度まで実施されることとなった。

不法投棄された廃家電の処理費用の負担軽減や離島地域における廃家電の製造業者等への引渡しに関する負担軽減となることから、都道府県におかれては、貴管内市区町村に対し、本事業の積極的活用を御検討いただくよう周知をお願いしたい。

<参考資料>

不法投棄未然防止事業協力及び離島対策事業協力(家電製品協会HP)

<https://www.aeha.or.jp/recycle/>

(6) 家電4品目を取り扱う廃棄物処分業者等の実態把握

家電4品目の処分を行う者は、廃棄物処理法に基づく処理基準(「特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として大臣が定める方法」(平成11年6月厚生省告示第148号))を遵守する必要があり、この処理基準は、家電リサイクル法の再商品化義務者である家電メーカーやその委託先のプラントのほか、廃棄物処分許可業者に対しても当然適用されるものであり、令和6年4月、家電リサイクル法有機ELテレビの追加に伴い、見直された。

また、家電メーカーに対して、家電リサイクルの質を担保していく観点から、部品及び材料の分離等に関する望ましい取組について示したガイドラインを平成27年1月に策定したところであるが、当該ガイドラインは廃棄物処分許可業者においても遵守することが望ましい。

都道府県におかれては、家電4品目の処分を行う廃棄物処分許可業者について、その実態を把握するとともに、処理基準が遵守されているか、処理基

準を満たすための設備が導入されているか等について、指導、監督をお願いしたい。

また、平成 29 年の廃棄物処理法改正により追加された有害使用済機器の再生又は処分についても、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 16 条の 2 第 1 号から第 4 号までに掲げる機器が有害使用済機器となったものの再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法」（平成 30 年 3 月環境省告示第 10 号）において同様の処理基準が定められているところ、都道府県におかれては、実態の把握及び指導、監督をお願いしたい。

特に、廃棄物（一般廃棄物及び産業廃棄物）処分許可業者と有害使用済機器を保管及び処分する事業者のうち、都道府県と市区町村から廃家電を取り扱っている可能性があるという情報提供があった事業者へのアンケート調査について、合同会合で、回答のない事業者では適正な処理ができていないのではないかと指摘を受けていることから、そうした事業者の実態の把握及び指導、監督をお願いしたい。

<参考資料>

再商品化率の引き上げと高度なリサイクルの促進

<http://www.env.go.jp/council/03recycle/y032-33/mat04.pdf>

再商品化率等ガイドライン

http://www.env.go.jp/council/03recycle/y032-34/mat05_3.pdf

4. 小型家電リサイクル法

（１）施行状況

使用済小型家電の回収量については、令和 4 年度は約 8.9 万トンであり、使用済小型電気電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針（令和 3 年 3 月 1 日改正）（以下「基本方針」という。）における回収目標「令和 5 年度までに年間回収量 14 万トン」の達成に向けては更なる取組の促進が必要である。

市町村の参加状況については、参加又は参加の意向を示した市町村が、全国 1,741 市町村（特別区を含む）のうち人口ベースで約 96%（令和 5 年 6 月時点）となるなど、市町村による取組が広まっている状況にある。

今後、環境省としては、市町村のより効率的・効果的な回収スキームの構築に向けた支援を進め、一人当たり回収量の向上に努めて参りたい。引き続き、都道府県等におかれても協力をお願いしたい。

<参考資料>

小型家電リサイクル法関係資料

<https://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/law.html>

使用済小型電気電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針（令和 3 年 3 月

1 日改正)

<https://www.env.go.jp/content/900536161.pdf>

(2) 基本方針

現行基本方針は、平成 31 年 3 月から令和 2 年 5 月までにかけて開催した産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会小型家電リサイクルワーキンググループ、中央環境審議会循環型社会部会小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会の合同会合による小型家電リサイクル法の施行状況の評価・検討を踏まえ、令和 3 年 3 月 1 日に改正・公表している。現行基本方針の概要を以下に示す。

現行基本方針には、使用済小型電子機器等の再資源化を実施すべき量に関して令和 5 年度までの目標が定められていることから、令和 6 年度は、令和 5 年度の実績等を踏まえ、小型家電リサイクル法の施行状況の評価・検討を実施する。

【使用済小型電子機器等の再資源化を実施すべき量に関する目標】

- 使用済小型電子機器等の再資源化を実施すべき量について、令和 5 年度までに 1 年当たり 14 万トン回収する目標に変更。

【使用済小型電子機器等の再資源化の促進のための措置に関する事項】

- 国は、市町村の参加及び回収量の多い回収方法の採用を促すため、効率的な収集・運搬の社会実装に向けた支援を行うとともに、優良事例の横展開に向けた事例の整理や周知等に取り組むべきことを明示。
- 市町村は、使用済小型家電の回収がリチウム蓄電池使用製品等の安全な処理等につながることも踏まえた適切な回収の推進に努めること、住民に対して、適切な分別方法や回収拠点の場所等の周知を行うとともに、認定事業者や小売店等と連携し、回収拠点の設置数の計画的な拡大と地域特性に応じた最適な回収方法を選択する必要性があることを明示。
- 市町村は、使用済小型家電の回収が当該市町村における処理費用の削減可能性があること等も踏まえ、分別回収に伴う財政的な便益の評価を行うとともに、リチウム蓄電池等に起因する火災等の発生抑制に寄与する等の財政的に評価しづらい便益も整理の上、回収方法の採用可否を総合的に判断する必要があることを明示。
- 小売業者は、消費者への適正な排出方法の周知に協力することが求められることを明示。
- 製造業者は、消費者に対し、小型電子機器等にリチウム蓄電池が使用されているかどうか情報提供に努める必要があることを明示。
- 認定事業者は、回収方法の多様化、回収拠点等の拡充やリチウム蓄電池等

を安全に処理できる体制を構築し、より多くの資源を回収することが求められることを明示。

- 各関係主体は、小型家電の回収、再資源化の効率化に向けたコミュニケーションに努めるべきであり、また、国は、当該コミュニケーションを促進すべきであることを明示。

【個人情報の保護その他の使用済小型電子機器等の再資源化の促進に際し配慮すべき重要事項】

- リチウム蓄電池使用製品等の安全処理について、認定事業者が安全な処理体制を構築することの社会的意義を認めた上で、関係者が支えていくことが重要であることを明示。

（３）回収量拡大に向けた市町村への支援

環境省では、平成 28 年度から市町村における小型家電リサイクルの拡大及び採算性確保に向けた市町村支援事業を実施してきた。本事業は、これまでに蓄積されたノウハウを活かし、各市町村の現在の取組状況のヒアリングや、清掃工場等の現場確認、小型家電リサイクルに係わる費用便益の分析等を行うことで個別の市町村の状況を十分に把握した上で、対策メニューを提案するもので、本事業で得られた優良事例や、都道府県が市町村に対して実施している支援等で得られた優良事例は、平成 30 年度にそれぞれ「市町村における小型家電リサイクルの改善方策検討の手引き」及び「小型家電リサイクルの促進に向けた都道府県の取組事例集」としてとりまとめ、環境省ホームページで公開している。これらの事例も参考に、各市町村に合った小型家電リサイクル方法をご検討いただきたい。

さらに、市町村の小型家電リサイクル事業の費用便益を簡便に計算することを目的として、費用便益分析ツールを作成し、環境省ホームページで公開している。このツールを活用し、上述の火災等の発生抑制に寄与する等の財政的に評価しづらいメリットと併せて、小型家電リサイクルにおける経済合理性の観点を踏まえ、取組の促進をお願いしたい。

市民への広報普及については、市町村から配布されるごみカレンダーや広報誌等の効果が大きいことが分かっており、積極的にこれらの媒体を活用するよう協力をお願いしたい。また、今年度は、リチウム蓄電池等による火災発生の注意喚起のための啓発動画を作成するとともに、学校教育で実際に活用できる資料教材の「小型家電リサイクル学習授業支援パッケージ」にも当該動画を追加するので、住民への普及啓発に積極的に活用いただきたい。

<参考資料>

市町村における小型家電リサイクルの改善方策検討の手引き

<https://www.env.go.jp/content/900535794.pdf>

小型家電リサイクルの促進に向けた都道府県の実施事例集

<https://www.env.go.jp/content/900535528.pdf>

市町村における小型家電リサイクルの費用便益分析ツール

<https://www.env.go.jp/content/000046066.xlsx>

小型家電リサイクル学習授業支援パッケージ

<https://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/kodenzyugyo.html>

(4) 個人情報保護対策の適切な実施

使用済小型電子機器等の中には、個人情報が記録されているものもあるため、個人情報の保護対策に配慮する必要がある。特に他の品目に比べて多量かつ重要な個人情報を含む可能性が高いパソコンや携帯電話・PHS 端末については、十分な配慮が必要である。これらの品目を回収する場合には、消費者に対して個人情報を消去したうえで排出することを周知徹底するとともに、収集時及び保管時においても、施錠できる場所で保管する等の適切な個人情報保護対策を講ずるよう、貴管下市町村へ周知徹底をお願いしたい。

なお、小型家電リサイクル制度では、それぞれの実情に合わせた形で市町村毎に回収品目や回収方法を定めているところだが、改めて各市町村におかれては「使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン」を参照いただき、適切に個人情報保護対策を講じたうえで、積極的に小型家電リサイクルに取り組んでいただきたい。

<参考資料>

使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン

<https://www.env.go.jp/content/900535757.pdf>

(5) 認定事業者以外の再資源化事業者との契約

「市町村ー認定事業者の契約に係るガイドライン」では、適正な再資源化が可能であると各市町村において判断できる場合には、小型家電リサイクル法第5条に規定する「その他使用済小型電子機器等の再資源化を適正に実施し得る者」（以下「その他適正な者」という。）へ小型家電を引き渡すことも可能とされている。一方で、認定事業者と同様に「適正な再資源化」がなされているかどうか、市町村で御確認いただく必要があるので、御注意いただきたい。

その他適正な者の「適正性」の確認のため、残渣の処理先、当該事業者が再資源化した金属等の重量¹等を御確認いただく必要がある。平成31年3月に改

¹ 認定事業者以外の再資源化事業者においても、当該事業者の1年間の合計の処理実績と各市町村からの使用済小型家電の引渡数量等を用いて市町村別の再資源化された有用金属の量を算定することができる。

定した「市町村―認定事業者の契約に係るガイドライン」（以下「契約ガイドライン」という。）において、適正性の確認方法をチェックリスト形式で示しているのので、御参照いただきたい。

また、その他適正な者との契約に当たっては、適切に再資源化を実施し得る者を選定できるよう契約ガイドラインに沿った入札方式を採用いただきたい。

以上について、貴管下市町村へ周知徹底をお願いしたい。

<参考資料>

市町村―認定事業者の契約に係るガイドライン

<https://www.env.go.jp/content/900535756.pdf>

（６）携帯電話、パソコンの回収促進

携帯電話やパソコンはメーカー等による自主回収のスキームも既に実施されているが、様々な排出方法を選択できることによる消費者の利便性向上、さらに、高品位品であるため回収量増加により事業採算性の確保が期待できることから、各市町村におかれても積極的に小型家電リサイクル法に基づく回収を行っていただきたい。

特にパソコンについては、「５．パソコン及び小型充電式電池のリサイクル」において後述のとおり、メーカーによる自主回収が従来から実施されてきたことから、小型家電リサイクル法に基づく回収の対象品目に含めていない市町村が少なくない。こうした背景から、環境省では平成 28 年 11 月 11 日付け事務連絡において各市町村に対し、回収対象品目にパソコンを追加することを検討いただくようお願いしている。

（７）GIGA スクール端末の適正な処理

GIGA スクール構想の下で整備された端末を含め使用済端末には、いわゆる都市鉱山と呼ばれるレアメタル等の有用な金属が多く含まれており、金属資源の枯渇リスクが顕在化する中、適正な再使用又は再資源化を推進していく必要がある。端末の処理を委託するにあたっては、端末が適正に処理されずに不法投棄や不正な海外輸出等の社会問題につながることや、データが適切に実施されずに個人情報漏洩等の責任を問われることが生じないように、小中学校等が排出事業者として、適正な処理が可能な事業者を自ら責任を持って選択しなければならない。

環境省では、GIGA スクール端末の適正な再資源化の推進及び教育現場における SDGs 教育に資することを目的として、小型家電リサイクル制度の概要及びメリットを取りまとめたリーフレットを作成した。当該リーフレットを参考に、廃棄物行政主管部局、教育委員会等の関係部局と連携し、GIGA スクール端末等の小型家電リサイクル法による適正な再資源化の推進への御協力をお

願いたい。この際、同法による再資源化の御検討にあたっては、同法に基づく国の認定を受けた再資源化業者との連携をお願いしたい。

併せて、GIGA スクール端末等の処理の検討・実施に関する相談に応じるべく、小型家電リサイクル制度に関する地方自治体向けの相談窓口を設置しているので、端末の処理の実態や処理方針の検討状況を共有いただくとともに、適正に再資源化等に向けてご活用いただきたい。

<参考資料>

【事務連絡】GIGA スクール構想の下で整備された 1 人 1 台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について

<https://www.env.go.jp/content/000224484.pdf>

【別添 1】GIGA スクール構想の下で整備された 1 人 1 台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について

https://www.mext.go.jp/content/20231026-mxt_shuukyo01-000032457_001.pdf

【別添 2】リーフレット_GIGA スクール端末処分における小型家電リサイクル制度について

<https://www.env.go.jp/content/000224481.pdf>

【別添 3】認定事業者連絡先一覧

<https://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/trader.html>

5. パソコン及び小型充電式電池のリサイクル

（１）資源有効利用促進法

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号。以下「資源有効利用促進法」という。）においては、政令で指定した製品について製造等事業者による回収及び再資源化の取組を求めている。現在、パソコン及び小型充電式電池を対象製品（指定再資源化製品）に指定している。

<参考資料>

環境省ホームページ（資源有効利用促進法の概要）

<https://www.env.go.jp/recycle/recycling/recyclable/gaiyo.html>

① パソコン

事業系パソコンについては、製造等事業者が自ら指定した指定回収場所において自主回収し、再資源化を行い、リサイクル費用は排出者が排出時に負担することとなっている。

家庭系パソコンについては、平成 15 年 10 月から製造等事業者による自主回収及び再資源化が開始された。なお、平成 15 年 10 月以降、新規に販売さ

れたパソコンについては、当該製品が廃棄される際には当該製造等事業者が無償で引き取ることとしている。

また、一般社団法人パソコン 3 R 推進協会により、自作パソコンや倒産したメーカーのパソコン等のメーカー等不存在パソコンの回収及び再資源化についても、平成 16 年 7 月から開始されている。

なお、パソコンについては上述の自主回収のスキームのほか、様々な排出方法を選択できることが消費者の利便性向上になり、ひいては全体としてのリサイクルが促進されることから、小型家電リサイクル法の対象品目にも指定されており、「4. 小型家電リサイクル法」において前述のとおり、両スキームを活用してリサイクルの推進を図っていただきたい。

<参考資料>

一般社団法人パソコン 3 R 推進協会ホームページ

<https://www.pc3r.jp/home/>

② 小型充電式電池

小型充電式電池については、製造等事業者が小型充電式電池使用機器の製造等事業者の協力を得つつ、小形二次電池の使用事業者からの回収及び販売店の店頭等に設置した回収ボックスでの回収を無償で行い、再資源化を実施している。加えて、一般社団法人 J B R C が一般廃棄物広域認定を取得し、平成 30 年 10 月より、一般廃棄物としての小型充電式電池についても回収・再資源化を開始している。

従来から小型充電式電池は無償で回収されてきた経緯もあり、法に基づく自主回収等が更に進むことによってリサイクルの推進が図られることが期待されるところであり、都道府県においても、小型充電式電池のリサイクル、とりわけ家庭からの回収が円滑に進むよう、小型充電式電池が含まれる機器の情報提供や貴管内における具体的な回収場所の把握、住民への周知等、市町村の住民等に対する普及啓発等の推進をお願いしたい。

また、平成 30 年 9 月 28 日付け事務連絡において、各市区町村に対して依頼しているとおり、各自治体の公共施設等、貴管下市町村における小型充電式電池の回収拠点登録に引き続き御協力をお願いしたい。

<参考資料>

小型充電式電池リサイクルのページ（一般社団法人 J B R C のページ）

<https://www.jbrc.com/>

6. アフターメダルプロジェクト

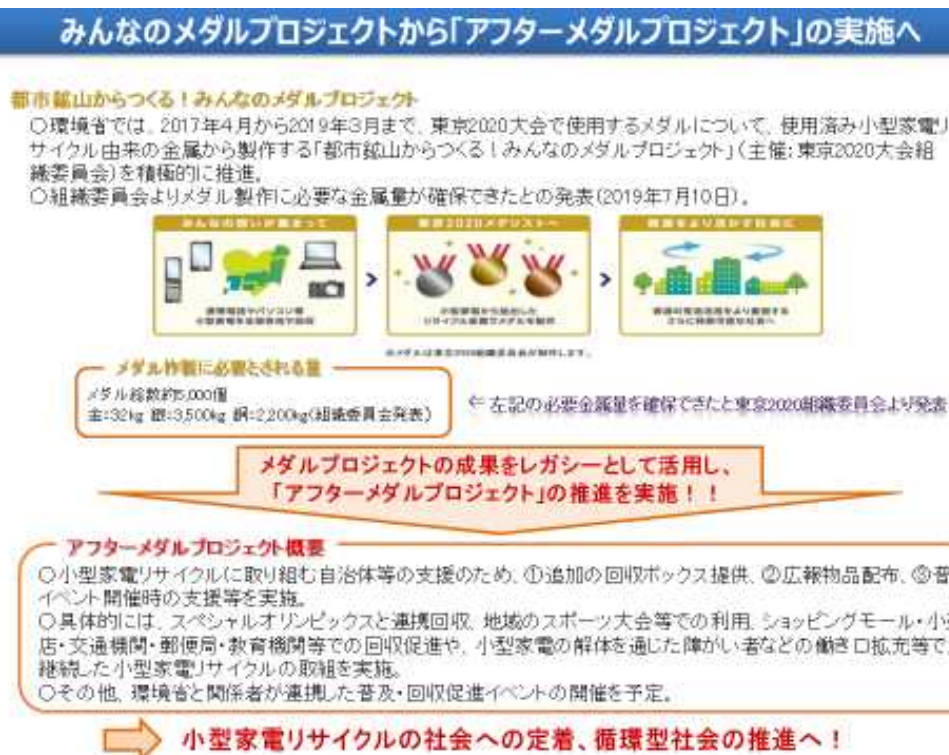
平成 29 年 4 月から平成 31 年 3 月までの期間で東京 2020 オリンピック・パラリンピック大会の入賞メダルに小型家電から抽出されたリサイクル金属を用い

るプロジェクト（通称「メダルプロジェクト」）が実施された。環境省では、日本全国のすべての国民の参加が得られる体制を構築し、小型家電リサイクル制度がレガシーとして循環型社会に定着することを目指して、本プロジェクトを積極的に推進した。

メダルプロジェクトは平成 31 年 3 月末に終了したが、当該プロジェクト終了後も都市鉱山リサイクルを通じた循環型社会構築のために引き続き小型家電リサイクル制度に取り組む必要がある。そこで、「アフターメダルプロジェクト」として、小型家電リサイクルの促進に向けた優良事例の横展開や取組の連携を実施している。各自治体におかれては、アフターメダルプロジェクトの趣旨を踏まえ、地域の関係主体との連携による小型家電リサイクルの促進をお願いしたい。

< 参考資料 >

アフターメダルプロジェクト概要資



7. 食品廃棄物対策

（1）食品ロスの削減（別添参照）

国連の「持続可能な発展のための 2030 アジェンダ」に盛り込まれた「持続可能な開発目標（SDGs）」では、食品廃棄物に関して、「2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる」との目標が掲げられた。

我が国では、従前より、食品リサイクル法に基づく発生抑制の一環として食品ロス（本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品）の削減の取組が進められてきたが、こうした国際動向等を踏まえ、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第 19 号）が超党派の議員連盟による議員立法にて制定され、食品ロス削減の取組が、多様な主体の連携により、国民運動として展開されている。「第 4 次循環型社会形成推進基本計画」（平成 30 年 6 月閣議決定）には家庭系食品ロス、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本的な方針」（令和元年 7 月（令和 6 年 2 月一部改定））には事業系食品ロスについて、2030 年度までに 2000 年度比で半減させるとの目標がそれぞれ定められ、これらの半減目標は、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（令和 2 年 3 月閣議決定）にも位置づけられている。

地域における食品ロス削減を着実に進めるには、地域の関係主体と連携し、普及啓発のみならず、mottECO（モッテコ）、フードドライブ、てまえどり等の具体的な食品ロス削減の実践を通して消費者等の行動変容を促進することが重要となることから、自治体におかれては、食品ロス削減推進計画の策定・推進等を通して、地域の関係主体の連携による食品ロス削減の取組の実践を主導するようお願いしたい。実践に当たっては、mottECO のロゴ・普及啓発資材や mottECO 導入モデル事業の報告書、「フードドライブ実施の手引き」、てまえどりの啓発資材等を食品ロスポータルサイトに公開しているので、ご活用いただきたい。

なお、食品ロス削減推進計画は、自治体の判断により、他の環境法令に基づく計画等と一体策定又は共同策定が可能である旨、令和 5 年 3 月 17 日付け環境省大臣官房総合環境政策統括官通知「環境法令に基づく計画等の一体策定及び共同策定について」により再度周知している。

① 食品ロス量全国推計値の公表

令和 4 年度の食品ロス発生量は約 472 万トン（うち家庭系約 236 万トン・事業系約 236 万トン）と推計され、2030 年度までに 2000 年度比で半減するという政府目標（489 万トン）を初めて達成した。一方、家庭系ではまだ政府目標を達成できておらず、家庭系・事業系のそれぞれにおいて政府目標を着実に達成していくには、食品ロス削減の取組の定着が必要である。食品ロス削減は、循環経済への移行、ネットゼロの実現に向けても重要であることから、各自治体におかれては、更なる取組の推進をお願いしたい。

② 「食品ロス削減全国大会」の開催

令和 5 年 10 月 30 日に、石川県金沢市において、「第 7 回食品ロス削減全国大会」（主催：金沢市、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会※）を開催した。令和 6 年度は群馬県にて開催予定。

※…「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する自治体が、広く全国で食べきり運動等を推進し、食品ロスを削減することを

目的とする協議会（令和6年5月17日現在で446自治体が参加）

③ 食品廃棄ゼロエリア創出モデル事業等

食品ロス削減対策と食品循環資源のリサイクルにより食品廃棄ゼロを目指すエリアの創出を支援するため、地域の関係主体と連携し食品廃棄ゼロエリア創出を目指す先導的な取組を支援するモデル事業を実施している。特定のエリア内の食品廃棄ゼロ（食品の焼却・埋立ゼロ）を実現する取組等を対象に、事前調査、課題整理、関係主体との調整、事業実施者単独では困難な効果検証（GHG削減効果やその他の効果の試算や拡大推計等を想定）等に対し、その費用の支援及び技術的支援を行うもの。

この他、mottECOやフードシェアリングのような食品の消費行動に伴う家計負担の軽減等にも資する食品ロス削減対策を地域実装するモデル事業等を実施している。

過年度のモデル事業の報告書は、食品ロス削減取組事例として、食品ロスポータルサイトに公開している。自治体におかれては、食品ロス削減の取組の検討にご活用いただきたい。

④ 食品ロス削減のための取組マニュアル等

食品ロス削減に係る取組を容易に実施することができるよう、「自治体職員向け食品ロス削減のための取組マニュアル」、「自治体職員のための学校給食の食べ残しを減らす事業の始め方マニュアル」、「フードドライブ実施の手引き」を作成し、食品ロスポータルサイトに公開している。自治体におかれては、必要に応じて本マニュアル等を施策の検討にご活用いただきたい。

⑤ 自治体等と連携した普及啓発と情報提供

環境省では、自治体や事業者等における取組を支援するため、飲食店での食べ残しの持ち帰り（mottECO）を促す際に活用いただけるロゴ等の資材や、宴会での食べきりを促す3010運動の啓発のための三角柱ポップ、消費期限や賞味期限が近い商品から購入することを消費者に対して促すためのキャラクター「すぐたべくん」、家庭で発生する食品ロスを日記形式で記録できる「7日でチャレンジ！食品ロスダイアリー」等の啓発資材を作成し、食品ロスポータルサイトにて提供している。

（２）食品リサイクルの推進（食品リサイクル法）

食品リサイクル法は、食品廃棄物等について、発生抑制と減量化により最終処分量の減少を図るとともに、有用なものは食品循環資源として飼料や肥料等に再生利用又は熱回収することを目的とし、食品関連事業者に対し、再生利用等実施率や発生抑制の目標値を課している。

併せて、食品循環資源の再生利用等を促進するため、再生利用の委託先となる事業者を確保する観点から「登録再生利用事業者制度」が、また、再生品である飼料、肥料等とそれによって生産された農畜水産物の利用までを含めた計画的な再生利用の促進を図る観点から「再生利用計画認定制度」（いわゆる「食品リサイクルループ」認定制度）が設けられている。

食品リサイクル法の施行以降、一定の成果が認められるが、再生利用等実施率が未だ目標に達していない業種もあることから、引き続き取組を進める必要がある。

<参考資料>

食品リサイクル関係

<http://www.env.go.jp/recycle/food/index.html>

① 令和4年度における食品循環資源の再生利用等実施率

	年間 発生量 (万トン)	業種別 実施率 目標 (%)	再生利用等実施率(%)							熱回収	減量
				発生 抑制	再生 利用	(用途別仕向先)					
						飼料	肥料	その他			
食品製造業	1,315	95	97	15	69	55	9	5	3	10	
食品卸売業	17	75	62	18	37	12	15	10	1	4	
食品小売業	93	60	61	32	28	10	8	10	0	1	
外食産業	99	50	32	20	12	4	2	5	0	1	
食品産業合計	1,525		89	16	61	47	9	5	3	9	

② 食品関連事業者の発生抑制の目標値

発生抑制の目標値（基準発生原単位）については、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成13年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第4号）に基づき、これまでおおむね5年を期間として定めている。令和6年3月、2024年度～2029年度を期間とする基準発生原単位に改正した。

今回の改正の結果、レトルト製品製造業の基準発生原単位を新たに設定するとともに、既に基準発生原単位が定められている34の業種区分のうち9つの業種区分（牛乳・乳製品製造業、野菜漬物製造業、味噌製造業、食酢製造業、パン製造業、各種食料品小売業、食肉小売業（卵、鶏肉を除く。）、コンビニエンスストア、持ち帰り・宅配飲食サービス業（給食事業を除く。））の基準発生原単位を下げることで、現在は35の業種区分の基準発生原単位が定められている。詳細についてはインターネットで「食品廃棄物等の発生抑制の取組」と検索し、農林水産省ホームページを参照のこと。

③ 食品リサイクル法の基本方針の一部改定

令和4年9月より、中央環境審議会循環型社会部会食品リサイクル専門委員会と食料・農業・農村政策審議会食料産業部会食品リサイクル小委員会の合同会合において、基本方針の一部改定等の審議を進め、令和6年2月に基本方針

を改定した。

今回の改定では、①食品リサイクル法における再生利用等の優先順位を維持した上で、エネルギー利用の推進も含めた再生利用の推進がカーボンニュートラル実現の観点から重要であることを強調する、②再生利用等未実施の食品廃棄物の存在を認識し、再生利用等実施率を高める意識がより働くようにする観点から「焼却・埋立ての削減目標」を参考値として設定する、③食品関連事業者以外の者も再生利用等に努める必要があり、持続可能な社会を構築していくためには社会全体での取組が重要である旨を強調するなどの改定を行った。

④ 地域における食品リサイクル推進の取組

食品流通の川下の再生利用等が進んでいない理由として、食品廃棄物等の分別が困難であること、性状が不均質であること、民間事業者の再生利用料金が公共サービスである市町村の処理料金よりも結果として割高であること、食品廃棄物等の発生場所に再生利用施設が不足していること等が挙げられる。

地域の食品循環資源の再生利用等の促進に向けて、食品廃棄物等の発生状況及び再生利用製品の利用の状況等の地域の実情に応じ、自治体が主体的な役割を担うことが期待されているところである。各自治体におかれては、市町村と連携を図りながら食品循環資源の再生利用等を推進していただきたい。

また、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令（平成13年農林水産省・経済産業省・環境省令第1号）の一部を改正し、令和6年4月より、登録再生利用事業者制度における実績要件について、過去1年間の特定肥飼料等の製造・販売実績に満たない者であっても、過去1年間の特定肥飼料等の製造・販売実績を実質的に担保することを前提に、登録の前倒しを可能とした。各自治体におかれては、地域の食品関連事業者やリサイクル業者等に周知し、取組を推進していただきたい。

⑤ 食品リサイクル法に基づく定期報告データの都道府県別集計

平成28年度（平成27年度分の定期報告データ）より、地域における食品廃棄物等の発生状況をよりきめ細かく把握できるよう、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者からの定期報告の様式を変更し、食品関連事業者の食品廃棄物等の発生量、再生利用量等を都道府県別に報告させ、集計している。定期報告データの集計結果については農林水産省ホームページに公表している。インターネットで「食品リサイクル法に基づく定期報告の都道府県データの集計結果について」と検索し、農林水産省ホームページを参照のこと。

⑥ 食品廃棄物の不適正転売事案の再発防止策

食品循環資源の再生利用等の促進とともに、食品廃棄物の適正処理の徹底は必要不可欠である。平成28年1月には登録再生利用事業者による食品廃棄物の不正転売事案が発覚したが、再生利用は、食品関連事業者が排出事業者

としての適正処理にかかる責任を全うした上で取り組まれるべきものである。

⑦ 養豚農業振興法を受けた環境省の対応

環境省では、食品リサイクル法に基づく特例措置等を通じ、いわゆる「エコフィード」（食品循環資源を原材料とする飼料）の促進を図ってきた。養豚業におけるエコフィードの利用について、環境保全を前提としつつ、地域の実情に応じて更なる促進を図っていただく際の参考としていただけるよう、

- ・食品リサイクル法等の下での特例制度についての紹介
 - ・特例制度を活用したエコフィードの利用促進事例
- 等を資料集（ガイドブック）として取りまとめた。

⑧ 食品リサイクル法に基づく廃棄物処理法の特例の活用

食品リサイクル法では、登録再生利用事業者制度及び再生利用事業計画認定制度（リサイクル・ループ）に関して、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物の収集運搬に係る許可を不要とする特例を講じている。

これらの特例制度に関しては、令和5年12月に取りまとめた「今後の食品リサイクル制度のあり方について」のとおり、学校給食や社員食堂等から委託を受けて飲食店業その他食事の提供を伴う事業を営む食品関連事業者は、この収集運搬の特例制度の活用が可能である。これらの特例制度の活用によって、地域における食品循環資源の再生利用等の更なる推進が期待できる一方で、関係者（学校給食や社員食堂等、食品関連事業者等）に必ずしも十分認知されていない面もあると考えられることから、関係者への更なる周知が必要である。については、各自治体におかれては、当該特例制度について確実な周知、助言等をお願いしたい。

8. 自動車リサイクル法

（1）施行状況

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。）が平成17年1月から完全施行された。

① 使用済自動車の引取台数

令和4年度は前年度から30万台減少して274万台となった。

② 特定再資源化等物品の再資源化等の状況

自動車メーカー等は、自動車破碎残さ（Automobile Shredder Residue、以下「ASR」という。）、エアバッグ類、フロン類を引き取り、ASR及びエアバッグ類については達成すべき基準に従って再資源化を、フロン類につ

いては破壊を実施する義務がある。令和4年度における再資源化の状況は、ASRについては96.4%~97.4%、エアバッグ類については95%であり、各社ともに基準（ASR：70%、エアバッグ類：85%）を上回る再資源化を達成している。

<参考資料>

自動車リサイクル法の施行状況に関する報告（産業構造審議会産業技術分科会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルWG、中央環境審議会循環型社会部会自動車リサイクル専門委員会 第58回合同会合議事次第・資料）
https://www.env.go.jp/council/03recycle/58_00001.html

（２）地方公共団体における法施行の強化について

違法行為や不適正な行為が行われたり、自動車リサイクル法で定められたルート以外のルートで使用済自動車又は解体自動車が処理されたりしないよう、引き続き措置することが重要である。

無許可解体業者等の存在は、事業者の公正な競争環境の維持及び生活環境保全等の観点から不適切であり、これまでも地方公共団体及び関係団体とも連携しつつ、自動車リサイクル法の運用に係る指針の作成等を実施してきたところである。また、各地方公共団体においては、立入検査を計画的に行う等、厳正な法の執行を実施していただいているところである。

とくに、昨今は、解体業者によるエアバッグ類のインターネットオークション販売、許可を持たない事業者への名義貸し、解体ヤードでの無許可解体等の複雑な課題も散見される。違法解体ヤード等への対応については、令和5年3月23日に改めて指導徹底のお願いをしているところであり、今後とも取組を進めていただきたい。

<参考資料>

使用済自動車の定義及び違法解体ヤード等対策の推進について
<https://www.env.go.jp/recycle/car/pdfs/130212document.pdf>

（３）不法投棄等の状況及び解消に向けた対応

各地方公共団体の協力を得て、令和5年3月末時点の使用済自動車の不適正保管（野積等）及び不法投棄等の調査を実施した。

不適正保管及び不法投棄等の台数は、自動車リサイクル法施行時期（平成17年1月1日）前の約22万台（平成16年9月末）から約0.48万台（令和5年3月末）へと大幅に減少している。

また、事案当たり100台以上の大規模案件の件数及び台数については、法施行当初と比べ全国で450件から4件、約13万台から約0.08万台へと大幅に

減少しており、前年度は全国で9件・0.18万台であり、件数・台数ともに減少した。

また、不法投棄等の未然防止及び解消に関し、自動車リサイクル法第105条に基づき指定されている指定再資源化機関（（公財）自動車リサイクル促進センター）では、特定再資源化預託金等を活用し、自動車リサイクル法第106条第1項第3号及び第4号に基づく離島対策支援事業及び不法投棄等対策支援事業を実施している。

令和4年度は、離島対策支援事業として84市町村に23,632台分の輸送経費として123,654千円を支援した。不法投棄対策等支援事業については支援要請はなかった。

不法投棄事案は一部地域で依然として残っており、各地方公共団体におかれは、必要に応じて自動車リサイクル促進センターのこれらの事業の活用を積極的に検討頂きつつ、引き続き使用済自動車の不法投棄等の未然防止及び解消に向けた対応をお願いしたい。

<参考資料>

離島対策支援事業について

<https://www.jarc.or.jp/automobile/designated-corp/recycle/support/>

不法投棄等対策支援事業について

<https://www.jarc.or.jp/automobile/designated-corp/recycle/unlawfuldumping/>

9. 太陽光パネル等のリユース・リサイクル・適正処分

太陽光発電設備をはじめとする再生可能エネルギー発電設備については、平成24年7月から開始した固定価格買取制度の影響もあって導入が急速に進んでおり、将来的には使用済みとなった設備の大量排出が想定される。このため、排出のピーク時に十分に対応できるよう、リユース、リサイクル、適正処理等の推進について計画的な対応が重要である。

平成24年度から使用済太陽光発電設備等の撤去、運搬、リユース・リサイクル及び適正処分までの一連の工程に関する試験や調査検討等を通じて、使用済太陽光発電設備の適正な処理方法・体制について検討を進め、平成27年度には、「太陽光発電設備等のリユース・リサイクル・適正処分に関する報告書」及び今後のロードマップをとりまとめている。そして、ロードマップに沿った施策の一環として、平成28年4月に「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第一版）」を策定し、公表している。その後、中央環境審議会廃棄物処理制度専門委員会の指摘（平成29年2月）や太陽光発電設備の廃棄処分等に関する実態調査結果に基づく総務省勧告（平成29年9月）や熊本地震の災害対応などを踏まえ、内容の見直しを行い、平成30年12月に第二版をとりまとめ、公表するとともに、自治体及び関連事業者等へ本ガイド

ラインの周知を行っている。また、令和3年5月には「太陽電池モジュールの適切なリユース促進ガイドライン」を策定した。継続的に高効率な太陽光パネルリサイクル設備に対する補助やリユース・リサイクルに係る実証事業等も実施している。

このほか、令和2年6月に成立した「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」においては、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再エネ特措法）の一部改正が行われ、同法の認定を受けて売電を行っている事業用太陽光発電事業（10kW以上）の認定事業者に対し、事業を終えた太陽光発電設備の解体・廃棄等に係る費用について、原則として外部機関への積立てが義務付けられることとなり、令和4年4月に施行された。改正法では、併せて、自治体等が廃棄物処理法等の再エネ特措法以外の法律の規定に基づき、行政代執行等によって太陽光発電設備の解体等を行った場合、事後的に当該自治体等が当該積立金を取り戻せる規定を設けている。認定事業者は、廃棄物処理法等に基づき、事業を終えた太陽光発電設備の廃棄等の責任を負うところ、本規定は解体等の責務を認定事業者以外に転嫁するとの趣旨ではなく、他の法令の規定及び当該規定の目的に合致する範囲で、認定事業者以外の者が解体等を事実上実施した場合に、積立金の取戻しを可能とするとの趣旨である。認定事業者等が積立てに関して遵守を求められる事項の考え方については、資源エネルギー庁より公表されている「廃棄等費用積立ガイドライン」（令和3年9月公表、令和6年4月最終改定）を参照いただきたい。

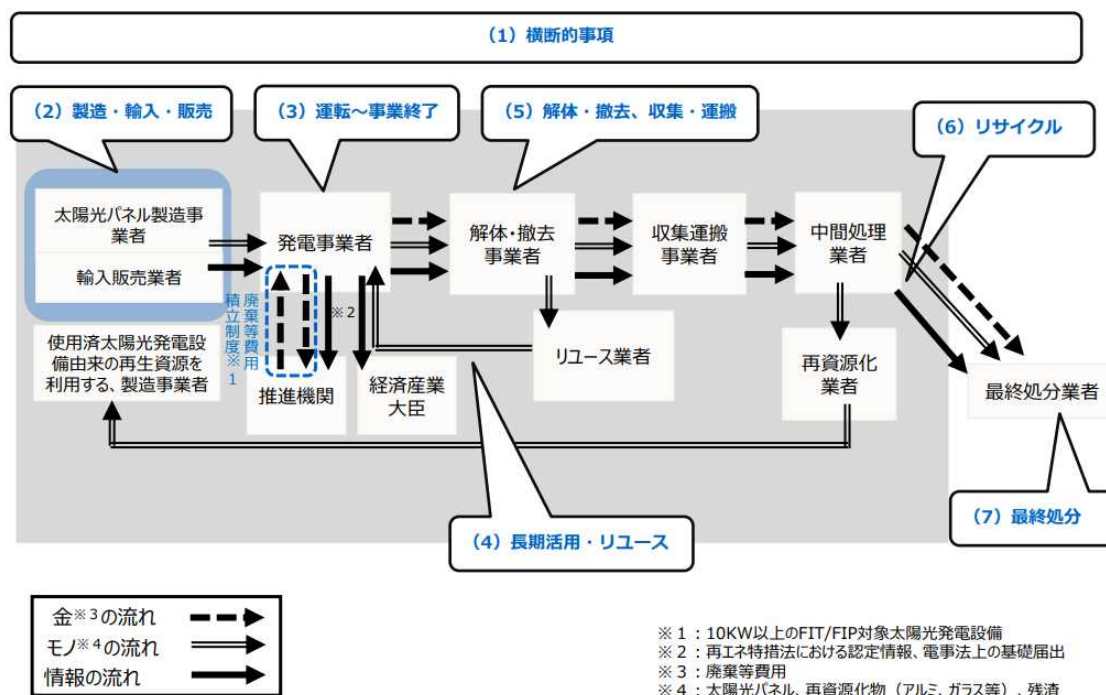
加えて、令和5年4月に、太陽光発電設備をはじめとする再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルに関する対応の強化に向けた具体的な方策について検討することを目的として、経済産業省及び環境省が共同で「再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する検討会」を立ち上げた。同検討会では、太陽光発電設備について、(1)横断的事項、(2)製造・輸入・販売、(3)運転～事業終了、(4)長期活用・リユース、(5)解体・撤去、収集・運搬、(6)リサイクル、(7)最終処分までの事業段階ごとに、「再エネ発電設備（モノ）」を適切に処理できるよう、必要な「費用（カネ）」と「情報」が円滑に流通する枠組みを構築するべく、各事業段階における課題について整理を行っている。同検討会が本年1月に取りまとめた中間取りまとめを踏まえ、太陽光発電設備については、義務的リサイクル制度の活用を含め、引取り及び引渡しが確実に実施されるための新たな仕組みの検討を行っている。

中間取りまとめのポイント



- 太陽光発電設備については、(1)の事項については速やかに対応を行うとともに、(2)の事項については引き続き検討を深め、使用済太陽光発電設備のリサイクル等を促進するために、**義務的リサイクル制度の活用を含め、引取り及び引渡しが確実に実施されるための新たな仕組みの構築に向けた取組を進めていく。**
- 風力発電設備については、風車部品のリサイクルに係る取組の推進や、小型風車を事業者によって確実に撤去させるための方策について引き続き検討を実施。
- その他の再生エネ設備については、業界団体等へのヒアリングを通じて各電源ごとの課題を整理。

(1) 速やかに対応する事項	(2) 新たな仕組みの構築や制度的な対応に向けて、引き続き検討を深める事項
➢ 再生エネ特措法の新規認定申請時等に、含有物質情報の登録された型式の太陽光パネルの使用を求める。速やかに省令改正を行った上で、含有物質情報に関するデータベースの作成や事業者に対する周知等を進め、2024年春を目途に施行。 ➢ 「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」や「太陽電池モジュールの適切なリユース促進ガイドライン」等の関係者へ更なる周知によるリユース、リサイクルの促進 ➢ 太陽光発電設備の設置者に対して適切な絶縁措置を求めること等による、発電終了後の太陽光発電設備の安全を保持するための取組	➢ 使用済太陽光発電設備の移動情報、含有物質情報などリユース・リサイクル・適正処理に必要な情報を把握する仕組み ➢ 各関係事業者間で、使用済太陽光パネルの引渡し及び引取りが確実に実施されるための仕組み ➢ 適正なリユースの促進のための方策 ➢ 事業形態や設置形態を問わず、全体としてリサイクル、適正処理等の費用が確保される仕組み ➢ 発電事業者等の責任による処理を原則として、万が一、事業終了後に太陽光発電設備が放置された場合の対応に関する、関係法令等を踏まえた事業形態や設置形態ごとの整理



<参考資料>

太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）

<https://www.env.go.jp/press/files/jp/110514.pdf>

太陽電池モジュールの適切なリユース促進ガイドライン

<http://www.env.go.jp/press/109600.html>

再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する検討会（資料等）

https://www.env.go.jp/page_00665.html

廃棄等費用積立ガイドライン

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/haiki_hiyou.pdf

10. 使用済紙おむつのリサイクルの推進（別添参照）

11. リユースの推進

（1）リユースの現況

3Rのうち、各種リサイクル法の施行等によりリサイクルは進展しつつあるが、製品の適正な継続利用の促進を通じた廃棄物の減量化（リユース）については、より一層の促進が必要である。第四次循環型社会形成推進基本計画においても、循環型社会形成に取り組むべき課題の一つとして、リユースをはじめとした2R型ビジネスモデルの確立・普及を促進することが求められている。

平成21年度より、3年に1度、我が国全体でのリユースの市場規模やビジネスの状況の調査を行っており、今年度調査を行う予定である。過去の調査結果については、下記参考資料のとおり掲載しているので、御参照いただききたい。

また、令和4年度から、リユース関連事業者や市民団体等と連携した先導的なリユース施策を実施しようとする地方公共団体を支援する「使用済製品等のリユースに関する自治体モデル実証事業」を実施している。令和4、5年度モデル事業では、粗大ごみとして自治体に出されたもののうち、リユース品として販売できるものをネットショップで自治体が販売する取組や再利用可能な品物をごみとして出す前に市民から自治体が受け取り、オンラインを活用して、引取りを希望する方へ自治体が引渡す取組等を支援した。今後は、その成果を発信することで、他の地域への普及展開を図っていく予定である。

<参考資料>

使用済製品等のリユースの促進について

<http://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/index.html>

令和6年度使用済製品等のリユースに関する自治体モデル実証事業及び使用済衣類回収のシステム構築に関するモデル実証事業の公募について（報道提供）

https://www.env.go.jp/press/press_02951.html

（2）リユースの手引き等の資料

環境省では、リユースの取組推進のため、手引き等の資料を公開している。リユース業界向けには、コンプライアンス向上のために、リユース業界に関

係する法令をとりまとめた、「リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境の整理」、「リユース業界に関わる関係法令（環境関連法以外）の整理」等を公表している。リユース業者の指導を行う際に参考にさせていただくためにも、貴管内市町村への周知をお願いしたい。

事業者向けには、市町村によるリユースの取組を支援するための「市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き」や、事業所から排出される使用済製品（オフィス家具・OA機器等）のリユースを促進するために参考となる情報をまとめた「オフィス等から発生する使用済製品リユースのための手引き」を公表している。貴管内のリユース品としての売却及びリユース品の調達を検討するのに参考になると思われることから、是非、貴都道府県の総務部署や管財部署に共有頂くとともに、貴管内市町村への周知をお願いしたい。

広く市民の方を対象にした資料としては、リユースの取組について知っていただくことを目的として整理した「リユース読本」を公開している。令和3年度には、古材（古民家の解体時や改修時に、再利用建材として取り出されたものをいう。）をリユースすることによる環境面の魅力等を広く知っていただき、古材リユースを促進する観点から作成したパンフレット「古材リユースのすすめ」を公開した。貴都道府県におかれても、これらの資料を参考に、リユースの取組を推進していただきたい。

<参考資料>

リユース業に関する環境関連法パンフレット

<http://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/pamph01.pdf>

リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境の整理

<http://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/seiri.pdf>

リユース業界に関わる関係法令（環境関連法以外）の整理

http://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/seiri_igai.pdf

市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き

<http://www.env.go.jp/press/files/jp/27577.pdf>

オフィス等から発生する使用済製品リユースのための手引き

<http://www.env.go.jp/press/files/jp/102969.pdf>

リユース読本

<http://www.env.go.jp/recycle/tokuhon-1.pdf>

古材リユースのすすめ

https://www.env.go.jp/guide/pamph_list/list_ja01.html



食品ロス関係資料

食品ロスの削減の推進に関する法律

<食品ロスの問題>

- ・我が国ではまだ食べることができる食品が大量に廃棄
- ・持続可能な開発のための2030アジェンダ（2015年9月国連総会決議）でも言及

令和元年5月31日に令和元年法律第19号
として公布 10月1日より施行

資源の無駄（事業コスト・家計負担の増大）、
環境負荷の増大等の問題も

前文

- ・世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題であることを明示
- ・食品ロスを削減していくための基本的な視点として、①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことを明記

→ **多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進**するため、本法を制定する旨を宣言

食品ロスの削減の定義（第2条）

まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組

責務等（第3条～第7条）

国・地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割、関係者相互の連携協力

食品廃棄物の発生抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進（第8条）

食品リサイクル法等に基づく食品廃棄物の発生抑制等に関する施策の実施に当たっては、この法律の趣旨・内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進

食品ロス削減月間（第9条）

食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間（10月）及び食品ロス削減の日（10月30日）を設ける。

基本方針等（第11条～第13条）

- ・政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- ・都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定

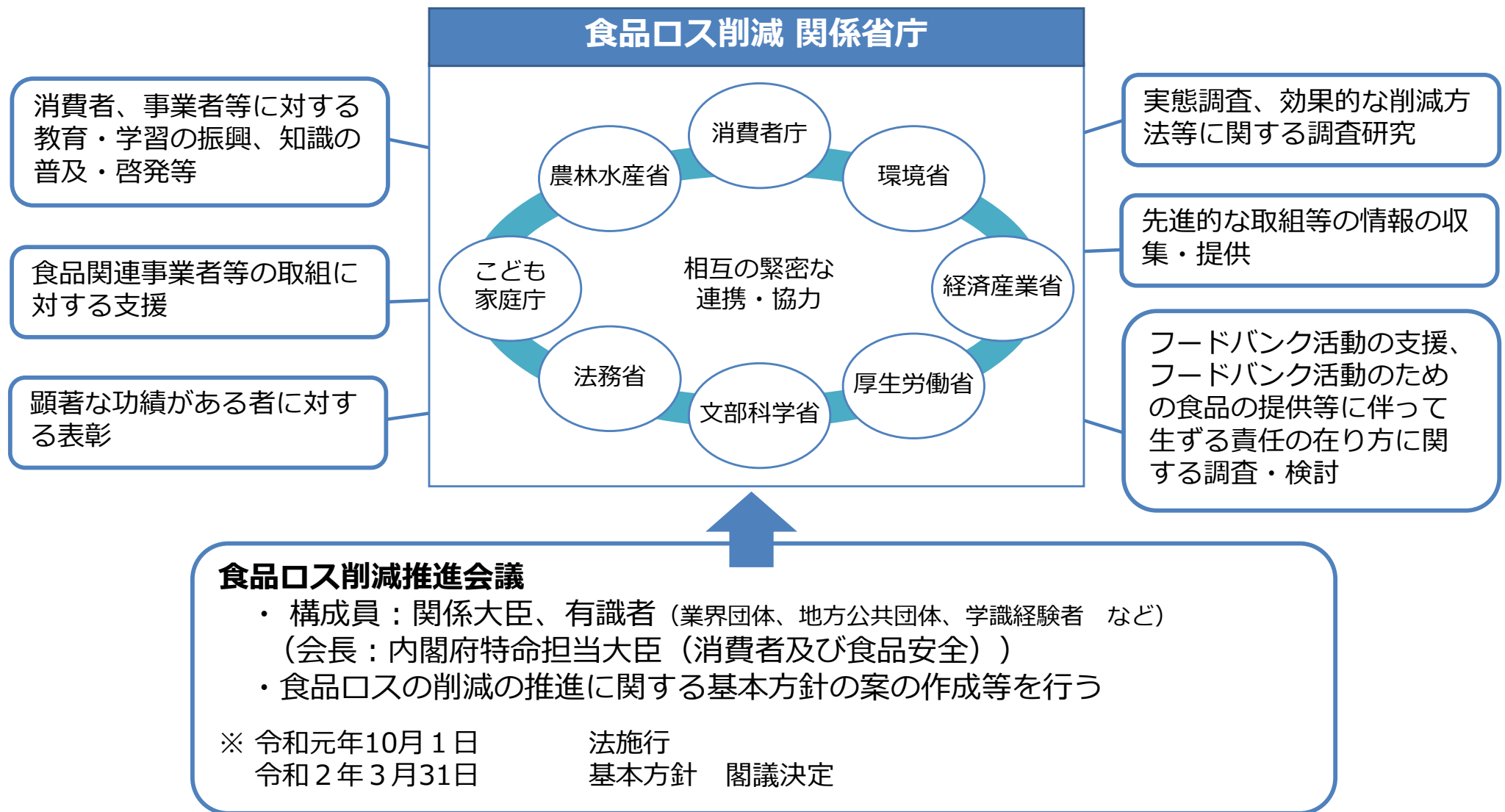
基本的施策（第14条～第19条）

- ①消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等
※ 必要量に応じた食品の販売・購入、販売・購入をした食品を無駄にしないための取組等、消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発を含む
- ②食品関連事業者等の取組に対する支援
- ③食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰
- ④食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究
- ⑤食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供
- ⑥フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に
伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討

食品ロス削減推進会議（第20条～第25条）

内閣府に、関係大臣及び有識者を構成員とし、基本方針の案の作成等を行う食品ロス削減推進会議

（会長：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））を設置



- ✓ **脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動“デコ活”**を通して、自治体や食品関連事業者等の**地域の関係主体と連携**し、mottECO、フードドライブ、てまえどり等の具体的な食品ロス削減の行動を呼びかけ、**消費者等の行動変容**を後押し
- ✓ **自治体等の支援**（計画策定支援、対策事例・手引き等）を通して、**地域力を活かした対策**を強化
- ✓ 食品ロス削減に取り組んでもなお発生した食品循環資源のリサイクルも徹底し、**食品廃棄ゼロエリア**を形成

mottECO

mottECO（モッテコ：飲食店での食べ残しを自己責任の範囲で持ち帰る行動）を実践し、得られた知見を元に、その定着と効果的な普及啓発を推進



フードドライブ

家庭で余っている食品を自治体やスーパー等の拠点やイベント会場等で集め、フードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する



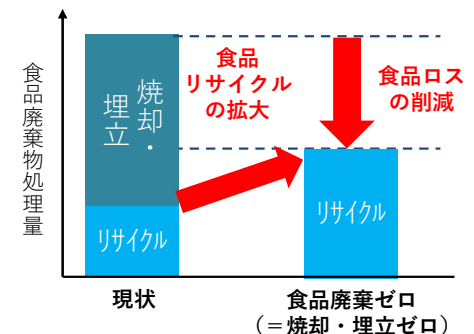
てまえどり

購入後すぐ食べる時は、商品棚の手前にある商品等、**販売期限の迫った商品**を積極的に選ぶ



食品廃棄ゼロエリア

食品ロス削減と食品リサイクルの拡大により食品廃棄ゼロ（焼却・埋立ゼロ）を目指す先行エリアを創出する



食品ロス削減推進計画策定支援

食品ロス削減推進計画を策定する都道府県または市区町村を対象に、食品ロス削減施策の検討、食品ロス発生量や削減ポテンシャルの分析、食品ロス削減による廃棄物処理への影響評価、その他の環境的側面（CO2排出量や水資源消費量等）への影響評価等について技術的支援を行う

支援実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	支援先
	2自治体	2自治体	2自治体	未実施※	令和2年度：福井県、長野県松本市 令和3年度：山梨県都留市、愛媛県宇和島市 令和4年度：岡山県倉敷市、群馬県渋川市

（参考）令和4年度 食品ロス削減推進計画策定状況
（消費者庁調べ）

	都道府県	指定都市	市区町村
策定・公表済み	46	15	146
令和5年度以降に策定予定	1	5	85

食品ロス実態調査支援

市区町村における家庭系食品廃棄物・食品ロスの排出状況の実態把握を含む発生量調査を支援する
食品ロスの組成調査にかかる金額上限50万円（税込）の支援、及び、必要に応じて技術支援
（家庭系廃棄物から厨芥類を分類し、当該中に含まれる食品ロスを把握）

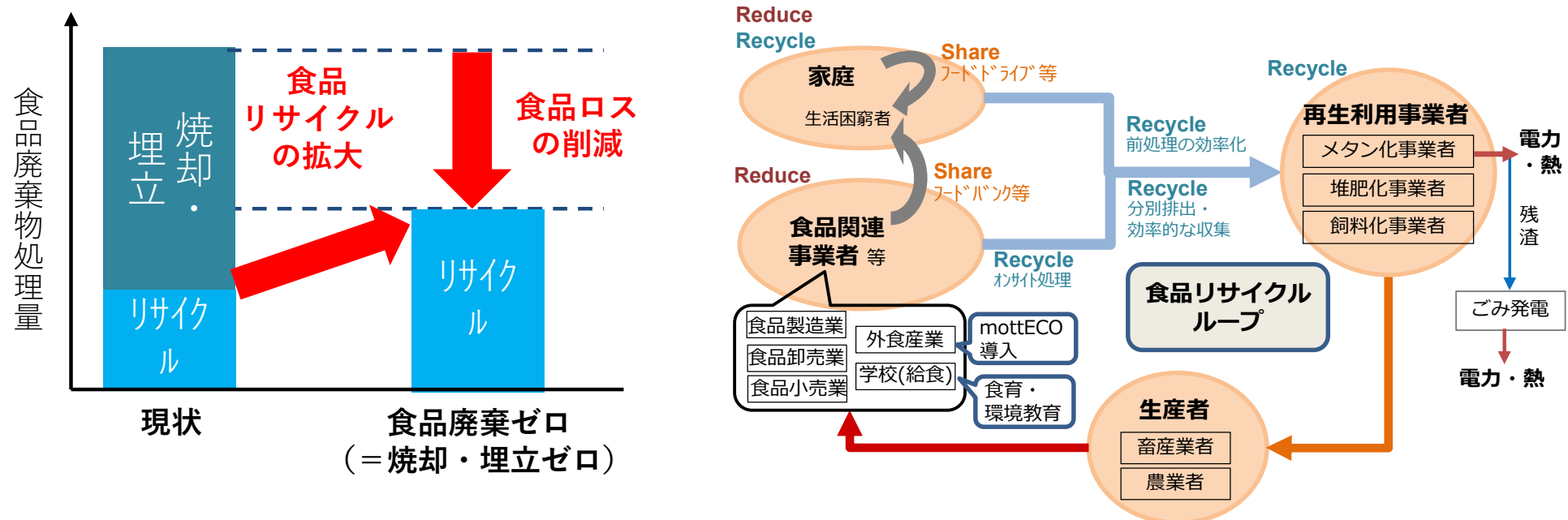
支援実績	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	15市町村 （15地区）	15市町村 （12地区）	14市町村 （12地区）	18市町村 （18地区）	15市町村 （15地区）	5市町村 （5地区）	未実施※

（参考）食品ロスの組成調査を実施した実績のある市町村数：291自治体（～令和2年度）

※令和5年度より、過年度の支援を通して得られた知見等を踏まえ、「食品ロス削減推進計画策定マニュアル」等を検討中

飲食店における**食べ残しの持ち帰り（mottECO）**や**フードドライブ**、**災害用備蓄食品の寄附**、**事業者による商慣習の見直し**などの**食品ロス削減対策**及び**食品循環資源のリサイクル**により**食品廃棄ゼロ**を目指す**先行エリア**を創出する。

食品廃棄ゼロの達成イメージ



○事業の目的

地方公共団体や事業者等が地域の関係主体と連携し食品廃棄ゼロエリアの創出を目指す先導的な取組を支援し、その成果を広く発信することを通して、他の地域・団体等への展開・波及を図る

○実施スケジュール

募集期間：令和6年3月1日～29日 事業期間：選定結果通知後～令和7年2月28日

○想定している具体的な事業イメージ他

部門名	名称	想定している具体的な事業イメージ	採択予定 件数
部門Ⅰ	食品廃棄ゼロエリア 創出モデル事業	- 地域の商店街から発生する食品廃棄物をゼロにする - 商業ビル内の飲食店や小売店等から発生する食品廃棄物をゼロにする 等	支援総額 4,000万円 (税込) 内 で9件程度
部門Ⅱ	食品廃棄ゼロエリア 推進方策導入モデル事業	- ショッピングモール等でフードドライブを実施し家庭で余っている食品を効率的に回収しフードバンク等に届ける方法の検討・実証 - 地域における再生利用事業者の事業拡大、育成・誘致を図るための検討・実証 - 再生利用により製造された飼料・肥料等やこれらを利用して生産された農畜水産物を原料又は材料として製造又は加工された食品を市区町村内又は近隣の地域で利用する地域循環の取組の実施及びその効果検証 - 地域の学校給食の実態に応じた食品ロス削減等に関する取組の検討・実施 - 学校給食や事業活動に伴う調理残さ、食べ残し等の再生利用（飼料化、肥料化等）の実施及びその効果検証 等	

○事業の目的

食品関連事業者、地方公共団体等の地域の関係主体が連携し、食品の消費行動に伴う家計負担の軽減等にも資する食品ロス削減対策を地域実装する先導的なモデルを創出し、その成果を広く発信することを通して、他の地域・団体等への展開・波及を図る

○実施スケジュール

募集期間：令和6年2月1日～3月29日 事業期間：令和6年5月31日～12月27日

○想定している具体的な事業イメージ他

部門名	名称	想定している具体的な事業イメージ	採択予定 件数
部門Ⅰ	mottECO導入モデル事業	- 食べ残し持ち帰りのルール（消費者の自己責任、食べ残しの管理方法等）の理解醸成 - 飲食店における食事提供方法の工夫（持ち帰り対応メニューの導入・明確化、食事提供形態（アラカルト、ビュッフェ等）に応じた持ち帰りの導入等） - 食べ残し持ち帰りの利便性向上（消費者の意思確認の方法、飲食店の従業員向けマニュアル等） - mottECO ロゴマーク及びポスター・ステッカー等の普及啓発資材を活用した効果的な普及促進 - 自治体の資源循環部局・食品衛生部局等との連携 等	支援総額 2,500万円 （税込）内 で5件程度
部門Ⅱ	売れ残り食品廃棄防止対策導入モデル事業	- 食品製造業に伴う未利用食品のフードシェアリングへの活用 - フードバンク等の地域団体を介した飲食店・小売店等と利用者のマッチング - 飲食店・小売店等における販売方法の見直し（量り売り、てまどり等） - 対象店の拡大・定着に向けた普及促進（自治体と連携した個人経営の飲食店・小売店等への拡大等）	

事業の概要

- 環境省では、飲食店等における食べ残しの持ち帰り（mottECO）導入に伴う課題を克服するモデル、及びフードシェアリング（飲食店・小売店等で売れ残った食品をまだ食べられるうちにインターネットやアプリ等を通じて消費者とマッチングする取組）や量り売り、てまどり等の販売方法等の創意工夫のような消費者が参画・関与する売れ残り食品廃棄防止対策を導入し消費者の行動変容を促進するモデルを創出することを目的に、「mottECO導入モデル事業」及び「売れ残り食品廃棄防止対策導入モデル事業」を実施する地方公共団体や事業者等を募集しました。

募集内容と応募・採択状況

部門	モデル事業概要	採択件数
・部門Ⅰ （mottECO導入モデル事業）	本モデル事業では、食品関連事業者、地方公共団体等の地域の関係主体が連携し、飲食店等におけるmottECO導入に伴う課題を克服するモデルを創出する。具体的には、mottECO導入・普及促進に向けた課題整理、mottECO導入に伴う効果検証（導入前後の食品廃棄物等の発生量の比較、食べ残しの持ち帰り量の比較等の定量的な検証等）、事業継続に向けたスキーム検討、普及啓発資材の活用、関係主体との連携・調整等に対し、その費用の支援及び技術的支援を行うものです。	3件 ・株式会社クラダシ ・有限会社八喜為 ・mottECO普及コンソーシアム2024
・部門Ⅱ （売れ残り食品廃棄防止対策導入モデル事業）	本モデル事業では、食品関連事業者、地方公共団体等の地域の関係主体が連携し、フードシェアリング（飲食店・小売店等で売れ残った食品をまだ食べられるうちにインターネットやアプリ等を通じて消費者とマッチングする取組）や量り売り、てまどり等の販売方法等の創意工夫のような消費者が参画・関与する売れ残り食品廃棄防止対策を導入し消費者の行動変容を促進するモデルを創出する。具体的には、売れ残り食品廃棄防止対策の導入・促進に向けた課題整理、取組の実施に伴う効果検証（導入前後の食品廃棄物等の発生量の比較、売れ残り量の比較等の定量的な検証）、事業継続に向けたスキーム検討、普及啓発資材の活用、関係主体との連携・調整等に対して、その費用の支援及び技術的支援を行うものです。	2件 ・株式会社イースト ・ネスー株式会社

○令和3年度

事業主体	事業の名称	事業の概要
京都府京都市	「販売期限延長の取組」と「手前どり」を組み合わせた事業者・消費者による販売時・購入後の食品ロス削減取組を中心とした京都市食品廃棄ゼロエリアモデル事業	京都生活協同組合（市内12店舗）を食品廃棄ゼロエリアの核として選定し、従来の販売期限延長の取組を実施するとともに、「てまえどり」の啓発を実施し、「てまえどり」や消費・賞味期限の違いの情報提供による食品ロス削減の取り組みによる効果検証を「食品ロスダイアリー」を用いて実施し、食品廃棄ゼロエリア創出を目指す。
株式会社エービーシースタイル	ABC Cooking Studio グループにおける食品廃棄ゼロエリアモデル事業	食品廃棄をゼロに近づけるキャベツの使い切りレッスンを実施すると共に、mottECOの情報提供を行い、レッスンで食べきれなかった料理の持ち帰りを推進。また、訳あり商品譲渡の取組において安価または無料で譲渡を実施し、食品ロスを削減した上で発生する食品廃棄について、スタジオでの運営が可能なリサイクル方法を検討し食品廃棄ゼロエリア創出を目指す。

○令和4年度

公益財団法人 Save Earth Foundation	食品廃棄ゼロ京都プロジェクト 「食品ロスゼロ×食品リサイクル100%」	地域の店舗・施設、京都大学、京都市と連携し、「食品残さ・食品ロス計量による発生抑制と原因の特定」「CO2削減をも配慮した食品残渣の共同回収・リサイクルの取組」「食べ残しゼロ啓発」等の食品廃棄削減や共同食品リサイクルループの構築に取り組み、「食品ロスゼロ×食品リサイクル100%」を目指す。
エイチ・ツー・オーリテイリング 株式会社	地域とともに実現する食品廃棄ゼロエリアプロジェクト	食品スーパー、イズミヤの店舗から出る食品廃棄物をアップサイクル（加工食品）やリサイクル（堆肥化）を図りゼロループ構築を目指すとともに、関係者と連携した新しいアプローチの開発、地域の住民と協働で創出した食品廃棄物削減のアイデア実証を行うことで、地域における食品ロス削減の機運を醸成し、食品廃棄ゼロエリア創出を目指す。
学校法人藍野大学	AINO TOWN 食品廃棄ゼロエリア創出プロジェクト	藍野大学のキャンパス内で、パネルや冊子での意識の涵養、学生に対するフードドライブ活動・フードパントリー活動、食堂での売れ残り弁当の安価での販売等の食べ残しをしない取組や生ごみ処理機導入により、食品ロスの削減とともに、学生食堂での食品廃棄ゼロエリア創出を目指す。

○令和5年度

部門Ⅰ 食品廃棄ゼロエリア創出モデル事業

事業主体	事業の名称	事業の概要
公益社団法人日本非常食推進機構	多様な連携による防災備蓄食品の廃棄ゼロエリア創出プロジェクト	企業から排出された防災備蓄食品を障がい者就労支援施設が受け入れ、リメイク弁当を製造・販売する仕組みを確立するとともに、賞味期限を超過した食品等は飼料化にて活用することで、企業由来の食品廃棄ゼロの実現を目指す。また、防災備蓄食品に関する実態調査を行い、廃棄に至る原因や抑制方法についても分析を行う。
秋田県	秋田中央エリア食品廃棄物資源循環モデル事業	秋田中央エリアにおいて、大手食品小売業者、収集運搬業者、食品リサイクル事業者及び自治体が連携し、店舗での消費者参加型の食品ロス対策を図りつつ、メタン発電による有効利用を併せて行い、食品廃棄ゼロエリアの創出を目指す。また、広域での再生処理に必要な手続きや、混載・積替等の効率的な収集運搬に向けた検討・実証を行う。
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社	地域とともに実現する食品廃棄ゼロエリアプロジェクト2023	兵庫県川西市の整備事業区画であるキセウ川西周辺地域において、エイチ・ツー・オー リテイリンググループが運営する商業施設の食品スーパーを食品廃棄ゼロのコア拠点とし、3つの食品廃棄ゼロ（店舗、イベント、家庭）の実現と、生活者への機運醸成を掛け合わせ、食品廃棄ゼロエリアの創出を目指す。
株式会社ローソン	冷凍技術を活用した食品ロスの有効活用、既存物流や自治体・NPO等と連携した寄贈物流の効率化、および食品リサイクルのハイブリッドによる「食品廃棄ゼロエリア」モデルの創出	「販売期限」は切れながらも「消費期限」を迎える前の「まだ食べられる商品」を凍結し、支援の必要な世帯へ寄贈を行い、凍結方法や寄贈物流の効率化、コストについて検証を行う。また、有効活用してもやむを得ず発生する「食品残さ」は、メタン発酵や肥料・飼料化等の食品リサイクルにつなげることで、「食品廃棄ゼロ店舗」を目指す。

○令和5年度

部門Ⅱ 食品廃棄ゼロエリア推進方策導入モデル事業

事業主体	事業の名称	事業の概要
mottECO普及コンソーシアム2023	自治体・事業者連携によるmottECO導入、普及推進事業	業種業態を超えた複数の事業者及び自治体が連携し、mottECO 実践店舗の拡大、「mottECO」の名称や理念に関する啓発の拡大、イベント開催等を実施する。 (コンソーシアム構成団体：(株)セブン&アイ・フードシステムズ、ロイヤルホールディングス(株)、SRSホールディングス(株)、日本ホテル(株)、(株)京王プラザホテル、(株)アレフ、東京都杉並区)
倉敷市教育委員会 倉敷中央学校給食共同調理場	学校給食調理場で行う廃棄される地元産食材のレトルト加工手法の確立モデル事業	規格外等の理由で廃棄処分されている地元産の食材の状況を把握したうえで、これらの食材を学校給食共同調理場のレトルト調理機で一次加工し、給食で活用するための検討を行う。本取組により食品ロスを削減するとともに、調理の手間の軽減、旬の食材を安価で確保して学校給食で安定的な食材提供等を目指す。
学校法人藍野大学	学生の手で創出「学生食堂循環サイクル」	学生食堂の食品廃棄物由来の液体肥料を用いて水耕栽培を行い、収穫した野菜を学生食堂にて提供する。水耕栽培装置は食堂内に設置し、学生・生徒、教職員への循環の見える化を図ることに加え、学生ボランティアが各取組にも携わることで、学生が自身の手で循環サイクルを創出、持続可能性を体験することを目指す。
株式会社クラダシ	「Kuradashi」常設店舗でのフードドライブの実施によるショッピングセンターを起点とした食品廃棄ゼロエリアの創出	横浜市内の大規模ショッピングセンターにある「Kuradashi」常設店舗でフードドライブを開催し、施設利用者、同施設内の店舗、近隣企業、自治体等から食品寄贈を募る。本取組により余剰食品の有効活用を図るとともに、ショッピングセンターでフードドライブを開催することによる集客効果等の検証等を行う。

- 消費者、自治体、事業者等の様々な主体が食品ロスの削減に向けた取組を進めるには、何よりもまず、身の回りの食品ロスについて正確な情報を得ることが重要。
- 環境省では、それぞれの主体が食品ロスに関する正確で分かりやすい情報を得ることができる環境を整備するべく、**食品ロスに関する情報を集約したポータルサイト**を作成した。

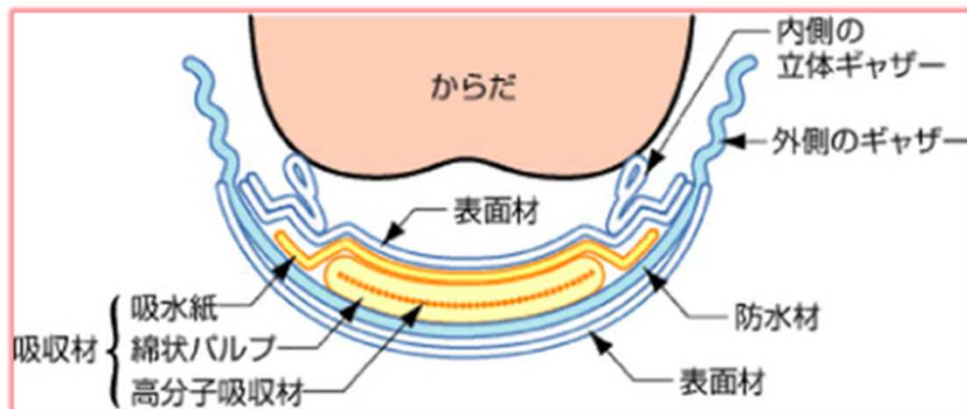
「食品ロスポータルサイト」
はこちら！



使用済紙おむつ再生利用等の概要

- 紙おむつの素材は、**上質パルプ**、**樹脂**、**高分子吸収材**から構成。現在は主に焼却処理されているが、リサイクルによりパルプ等の有効利用が可能。

＜紙おむつの組成※パンツ型の例＞



素材	構成比率の例
上質パルプ	52%
樹脂	28%
高分子吸収材	20%

＜使用済紙おむつ再生利用等による効果＞

・市区町村

焼却処理の最適化・費用の低減、資源の有効利用・埋立処分量の削減、CO2排出量の削減 等

・事業者

廃棄物処理費用の低減、企業評価の向上 等

・社会

資源の有効利用の環境面の効果、地域の活性化、産業の発展 等

＜使用済紙おむつ再生利用等検討時の課題＞

- 衛生面を含む**適正処理の確保**への懸念
- リサイクル技術等に関する情報の不足**

紙おむつリサイクルを実施する際の留意点をまとめたガイドラインを令和2年3月に策定

環境省における取組

① ガイドラインの普及

- ガイドラインの説明、再生利用等事業者と市区町村のマッチング説明会の開催
- ガイドラインの普及啓発資料の作成

② 市区町村へのコンサルティング

- 市区町村への意向調査
- コンサルティングの実施（意見交換、有識者派遣等）

③ 導入支援

- 市区町村の設置する再生利用等施設に対する一般廃棄物処理施設の整備に係る交付金支援
- 民間事業者が利用可能な補助金等に関する情報提供

④ 使用済紙おむつの再生利用等に関する調査

- 使用済紙おむつの再生利用等に関する事例調査（市区町村、排出事業者、再生利用等事業者）



周知チラシ